

第6次 大網白里市地域福祉活動計画  
令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

# こすもすプラン

～ささえあう 福祉できずく まちづくり～

ふれあい 支えあい 助けあい が広がる  
“あい”にあふれるまち  
～踏み出す一歩が 地域を変える～



社会福祉法人  
大網白里市社会福祉協議会

## 大網白里市地域福祉活動計画策定にあたり

大網白里市社会福祉協議会は、住民の皆様を主体として、区長会、民生委員・児童委員協議会をはじめとした社会福祉団体、ボランティア団体、行政機関と共に、協働して地域福祉の推進に取り組むため、平成30年度より5年間は、第5次大網白里市地域福祉活動計画をもとに、「ふれあい 支えあい 助けあい が広がる “あい” にあふれるまち～踏み出す一歩が 地域をかえる～」を基本理念として、地域福祉の推進に向け、活動を展開して参りました。



今回、現計画の最終年度を向かえるにあたり、今後5年間の地域福祉の方向性を見据え、皆様と活動する礎となります第6次大網白里市地域福祉活動計画を策定いたしました。

本会が策定する地域福祉活動計画は、大網白里市が策定する大網白里市地域福祉計画と密接な関わりがあることから、両計画の整合性を図り、効果的で実践的な計画の策定を行うため、大網白里市と相互協力のもとに策定をいたしました。

これまで、地域共生社会の実現に向けた活動として、「アウトリーチ型支援」、「相談・支援体制の強化」、「地域づくりのための活動基盤整備」、「行政とのパートナーシップ」が求められてきました。今般、社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備に向けた議論と取り組みを一層図るため、「重層的支援体制整備事業」の体制整備が地域福祉計画の記載事項に盛り込まれ、令和3年4月に施行されたところです。

新型コロナウイルス感染症の流行は、社会情勢、経済状況に影響を与え、生活困窮者の増加を招き、新たな支援制度の創設、実施がなされているところです。

このような中、大網白里市や本会でも社会情勢、経済状況の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズに対応すべく、住民一人ひとりの問題を、「我が事・丸ごと」の生活課題としてとらえ、地域共生社会の実現を目指し、大網白里市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定して地域福祉の充実と推進を図るものです。

今後も本会では、皆様が安心して暮らせるまちづくりに努めて参りますので、住民の皆様の積極的なご参加とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました城西国際大学助教の大杉委員長をはじめとする地域福祉活動計画策定委員会の皆様、地域福祉活動計画推進委員会の皆様、関係団体の皆様、パブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆様、本会会員の皆様に、心よりお礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

令和5年3月

社会福祉法人  
大網白里市社会福祉協議会  
会長 永野和子

# 目次

---

## 第1章 計画策定にあたって

1. 計画の目的	1
2. 地域福祉とは	1
3. 社会福祉協議会とは	2
4. 地域福祉活動計画とは	3
5. 計画の背景	3
6. 計画の期間	4
7. 計画の位置づけ	4
8. 計画の策定体制	5
9. 計画の評価と見直し	6

## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

1. 地域福祉をめぐる現状	7
2. 社会福祉協議会の現状	3 2
3. 地域福祉の課題	3 7

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	4 9
2. 計画の基本目標	5 0
3. 地域共生社会について	5 2
4. 重層的支援体制整備事業について	5 3

## 第4章 社会福祉協議会の取り組み

基本目標 1 必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち

(1) 広報・啓発活動の充実	5 4
(2) 相談支援体制の充実	5 6
(3) 福祉理解の促進	5 8

基本目標 2 つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち

(1) 市民と行政、団体との協働の推進	6 1
(2) 行政や地域福祉関係団体との連携	6 2
(3) ボランティア活動等市民参画の促進	6 4

基本目標 3 一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

(1) 地域ぐるみ福祉の推進	6 6
(2) 在宅福祉サービスの推進	6 9
(3) 各種資金貸付の推進	7 1
(4) 施設運営	7 3

第5章 関連資料	7 4
----------	-----

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1. 計画の目的

近年、自然災害が多発している中で、地域の身近なつながりは、尊い命を救う、大きな力になりますが、ライフスタイルの多様化やプライバシー意識の高まり等から、住民相互の連帯感や絆が弱まりつつあり、地域力の低下が懸念されています。

少子化・高齢者のひとり暮らし・孤独死・社会的孤立・ニート・ひきこもり・児童虐待・DVの他、8050問題・ダブルケア・ヤングケアラー等、個人や世帯が抱える問題が、多様化・複雑化しています。

これらの福祉ニーズに十分に応えていく為には、地域の助けあいを基本に、地域づくりを推進しようと策定された「第3次大網白里市地域福祉計画」と、一体的な取り組みを図っていく必要があります。

本計画は、地域に暮らす、すべての人が、自分らしく、それぞれの役割を持ちながら、参加できる、社会を目指そうとする「地域共生社会」の考え方を取り入れた、市の「地域福祉計画」と、基本理念や基本目標を共有し、密接に、連携・協働をしていく中で、市民一人ひとりが、できることから、一歩ずつ、地域づくりに参加できる仕組みをつくり、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らしていくことができる、地域社会を実現していくことを目的としています。

## 2. 地域福祉とは

社会福祉法では、地域福祉は「地域における社会福祉」と定義されており、社会福祉法第4条では、「地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めなければならない」と定められています。

行政や社会福祉事業者には、公的な福祉サービスを推進するという重要な役割がありますが、多様化・複雑化する社会問題を全て補うことは困難であり、行政や社会福祉事業者だけでは、地域福祉が進まないことも事実です。

地域福祉の推進は、一方の力だけで進むものではなく、個人・地域社会・行政等が、多方面から、それぞれの役割を果たしながら、連携・協働することにより、必要な事業・活動を活発化することで、大きな効果を発揮します。

大網白里市社会福祉協議会は、「第3次大網白里市地域福祉計画」と、基本理念・基本目標を共有し、行政と、密接に、連携・協働して、「ふれあい 支えあい 助けあい が広がる“あい”にあふれるまち」の実現を目指し、地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、公的な福祉サービスを担う行政、社会福祉事業者等、多様な人々・関係機関との、連携・協働のもとに、大網白里市の地域福祉を推進して参ります。

### 3. 社会福祉協議会とは

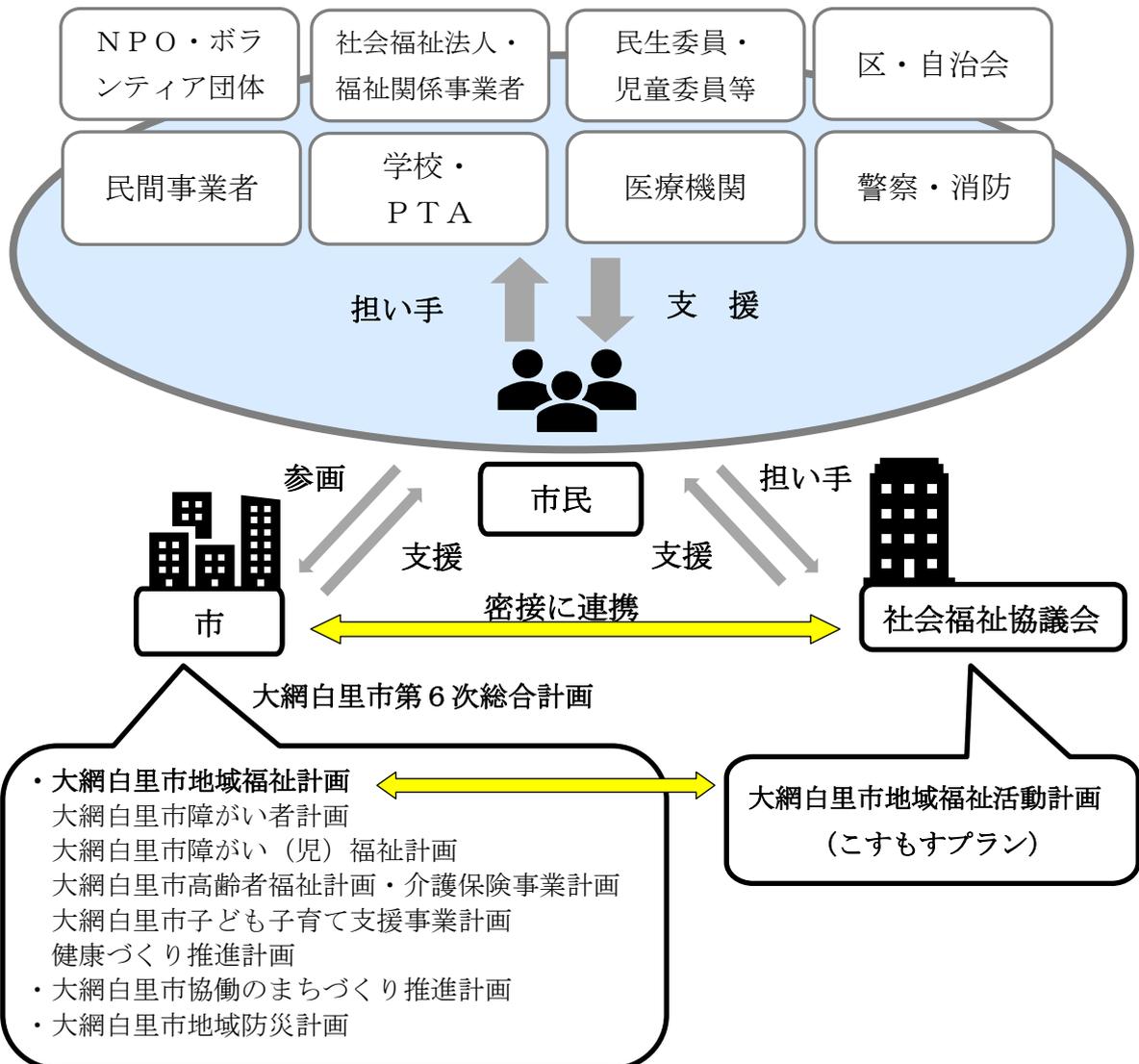
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられており、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」や「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」等の事業を行う、民間としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という、二つの側面を持った団体です。

大網白里市社会福祉協議会は、支部社協活動・ボランティア活動の支援、福祉施設・福祉関係団体・学校・行政機関とのネットワークづくり、福祉に関する広報・啓発、在宅福祉サービス事業等の様々な活動を行っています。

しかしながら、市民アンケート調査の結果を見ても、その認知度は十分とは言えません。

地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置づけられた社会福祉協議会は、その特性を活かしながら、市民のニーズを確実にとらえ、地域福祉の担い手として、重要な機能を果たしながら、組織や活動について、市民の皆さんに、ご理解・ご協力いただけるよう、より一層努めて参ります。

#### 社会福祉協議会の役割



## 4. 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、地域福祉の中核的役割を担う、社会福祉協議会が呼びかけて、地域に存在する生活課題や福祉課題の解決に向け、地域住民や関係機関・団体などが、相互に協力し、活動することを示した、民間の活動・行動計画です。

計画を策定することで、地域住民の立場、関係機関・団体の立場、それぞれの役割が明確化し、住民活動の活性化にもつながり、地域住民が主体となって取り組んでいく、地域福祉活動の具体的な内容を定める計画として位置付けられるものです。

## 5. 計画の背景

これまで福祉サービスは、世代別・分野別に、縦割りに、提供・実施されてきました。

地域には、高齢者や子ども、障がい者や生活困窮者など、複合的に絡み合った様々な問題があり、行政や社会福祉協議会、相談支援事業所など、一機関・一団体だけでは、解決できない問題が増えてきております。

国は、地域の困りごとを、自分のこととして捉えるとともに、複合的な課題に対して、包括的な支援を行う、「我が事・丸ごとの地域共生社会の実現」に向けた取り組みを推進しており、機関・団体の垣根を超えた取り組みや、地域住民が担う役割を検討して、地域福祉の向上に努めていくことが求められています。

地域福祉を推進する役割を担う社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、「地域共生社会」を実現する、孤立をつくらぬ取り組みへの支援や他機関とのネットワークづくりの推進、あらゆる相談を受け止めることなどを、重層的に推進していくことが求められています。

同時に、これらの問題に対処していく中で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能な開発目標(SDGs)の地球上の誰一人取り残さないという理念や目標を尊重しながら、その達成にも貢献していきます。

また、令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症は、日常生活に大きな影響を与えました。

地域福祉は、住民同士のつながりや対面での活動が中心であり、感染症の流行下では、様々な活動が制限される状況となりました。

今後は、感染リスクの低減を図りながら、地域活動の活性化の方策を検討するなど、創意工夫した活動の展開が求められています。

## 6. 計画の期間

この計画の期間は令和 5 (2023) 年度から令和 9 (2027) 年度までの 5 年間とします。

平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度
-----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

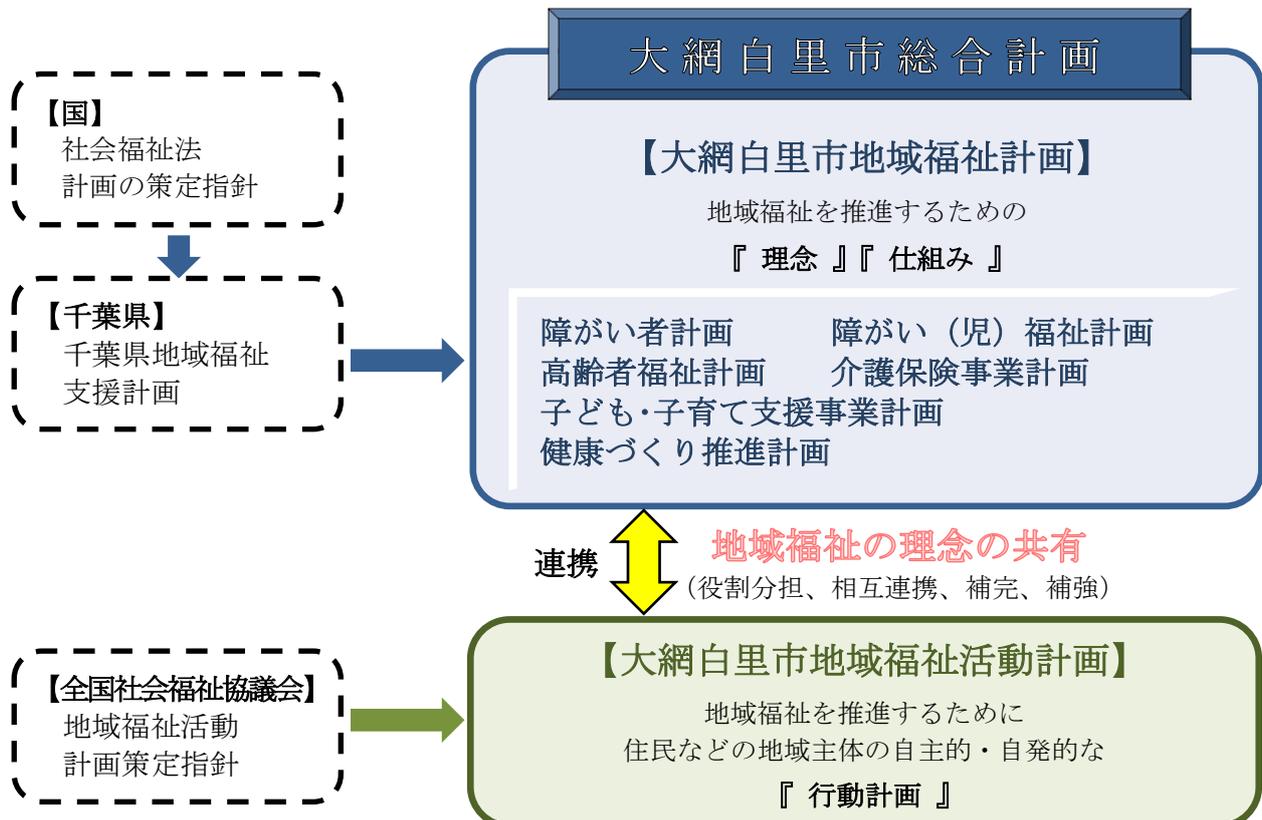
第 5 次地域福祉活動計画 平成 30 年 (2018) 年度～令和 4 (2022) 年度	第 6 次地域福祉活動計画 令和 5 年 (2023) 年度～令和 9 (2027) 年度
□ 連動 □	□ 連動 □
第 3 次大網白里市地域福祉計画 平成 30 年 (2018) 年度～令和 9 (2027) 年度	

大網白里市第 5 次総合計画 <small>前期：平成 23 年 (2011) 年度～平成 27 (2015) 年度 後期：平成 28 年 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度</small>	大網白里市第 6 次総合計画 前期：令和 3 年 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度 後期：令和 8 年 (2026) 年度～令和 12 (2030) 年度
---	---

## 7. 計画の位置づけ

この計画は、「大網白里市第 6 次総合計画」を上位計画とした「第 3 次大網白里市地域福祉計画」と、地域福祉の理念を共有し、連携した、活動・行動計画です。

行政計画である「地域福祉計画」と、地域住民をはじめとする地域の様々な活動主体の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」が、相互に連携し、地域福祉を推進していきます。



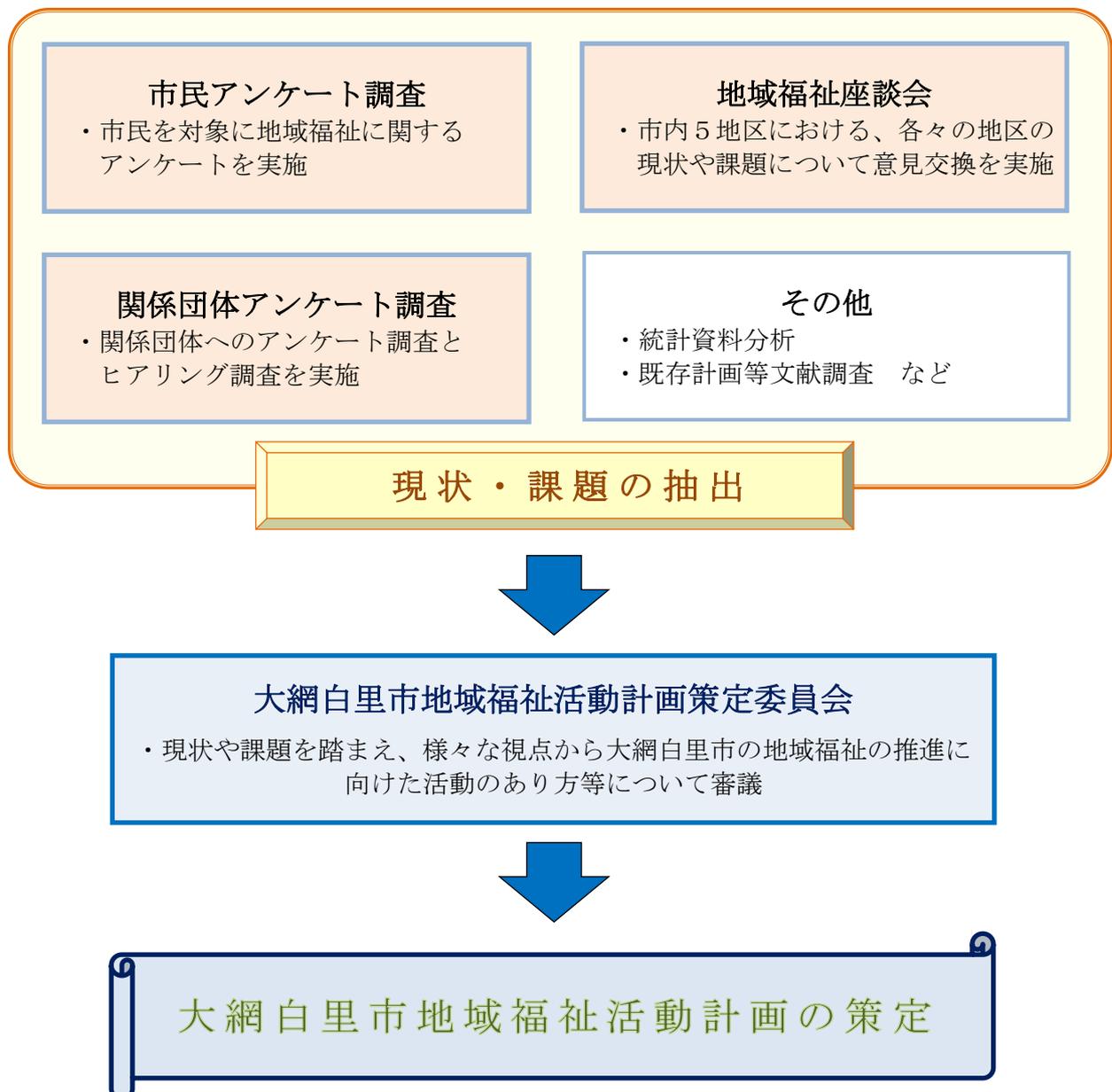
## 8. 計画の策定体制

「大網白里市地域福祉活動計画」は、市が策定する「大網白里市地域福祉計画」と、密接な関わりがあります。

これらの整合性を図ることにより、効果的で、実践的な地域福祉の推進を実現するため、両計画の策定にあたり、地域住民・ボランティア・住民組織関係者・福祉関係者・福祉関係団体・企業関係者・学識経験者・社会福祉協議会支部の委員からなる、「大網白里市地域福祉計画策定委員会・大網白里市地域福祉活動計画策定委員会」を同一の委員で組織し、市と社会福祉協議会の相互協力のもと、策定作業を進めました。

両計画策定委員が中心となり、地域の現状や課題について、話し合い、計画の構成・内容等の検討を行いました。

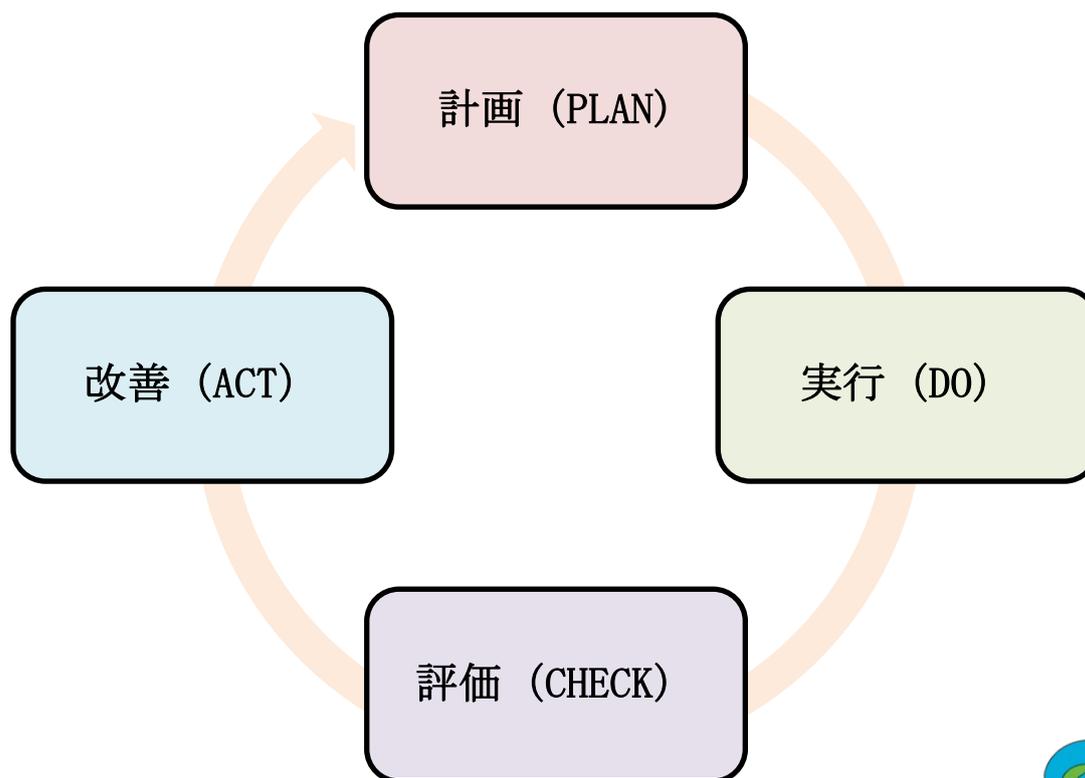
また、市民アンケートや関係団体アンケート、市内5地区における地域福祉課題の聞き取りを行い、地域住民の意識や課題の把握に努めました。



## 9. 計画の評価と見直し

この計画の進捗管理は、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくPDCAサイクルで行います。

各取り組みの実施状況や、地域住民、関係者・関係団体などの意見を社会福祉協議会が定期的に取りまとめ、その報告に基づいて「地域福祉活動計画推進委員会」の場で進捗評価を行い、必要に応じて取り組みの改善を図っていきます。



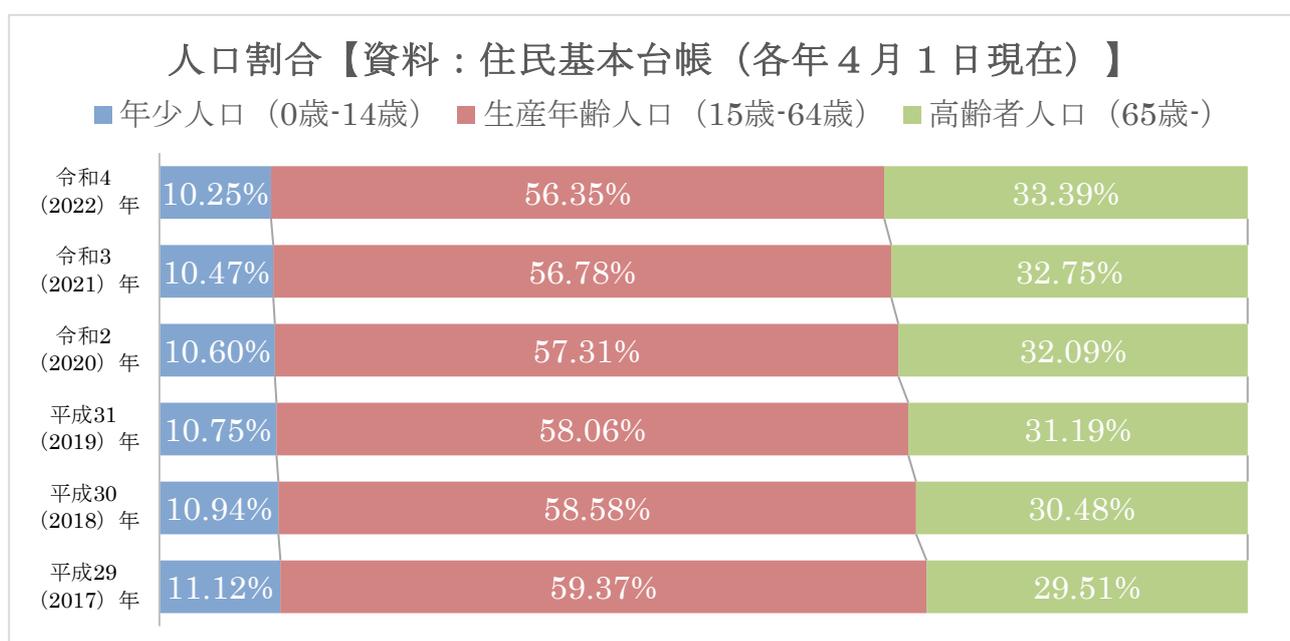
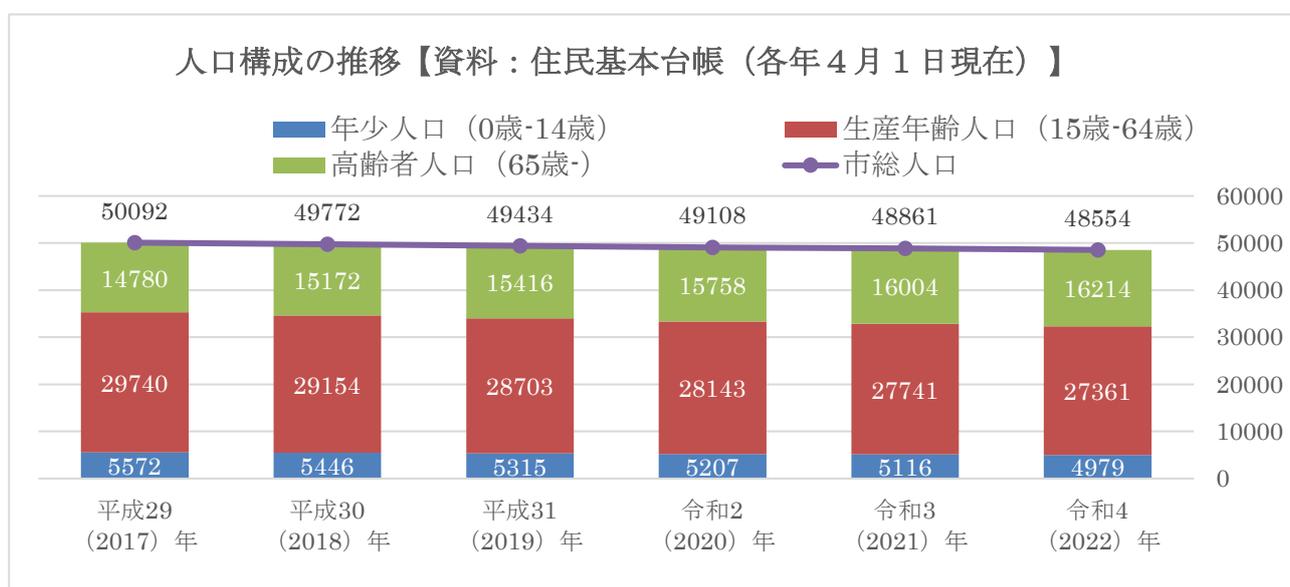
## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

### 1. 地域福祉をめぐる現状

#### (1) 大網白里市の現況

##### ①総人口・年齢三区分別人口の推移

総人口は、減少傾向にあり、令和4(2022)年は、48,554人となっています。  
 総人口と同様に、年少人口と生産年齢人口も減少傾向にあります。  
 高齢者人口は、増加傾向にあります。令和4(2022)年は、16,214人となっています。  
 年少人口と生産年齢人口の人口比は、減少傾向にあります。  
 令和4(2022)年は、人口の33.39%が高齢者になっています。

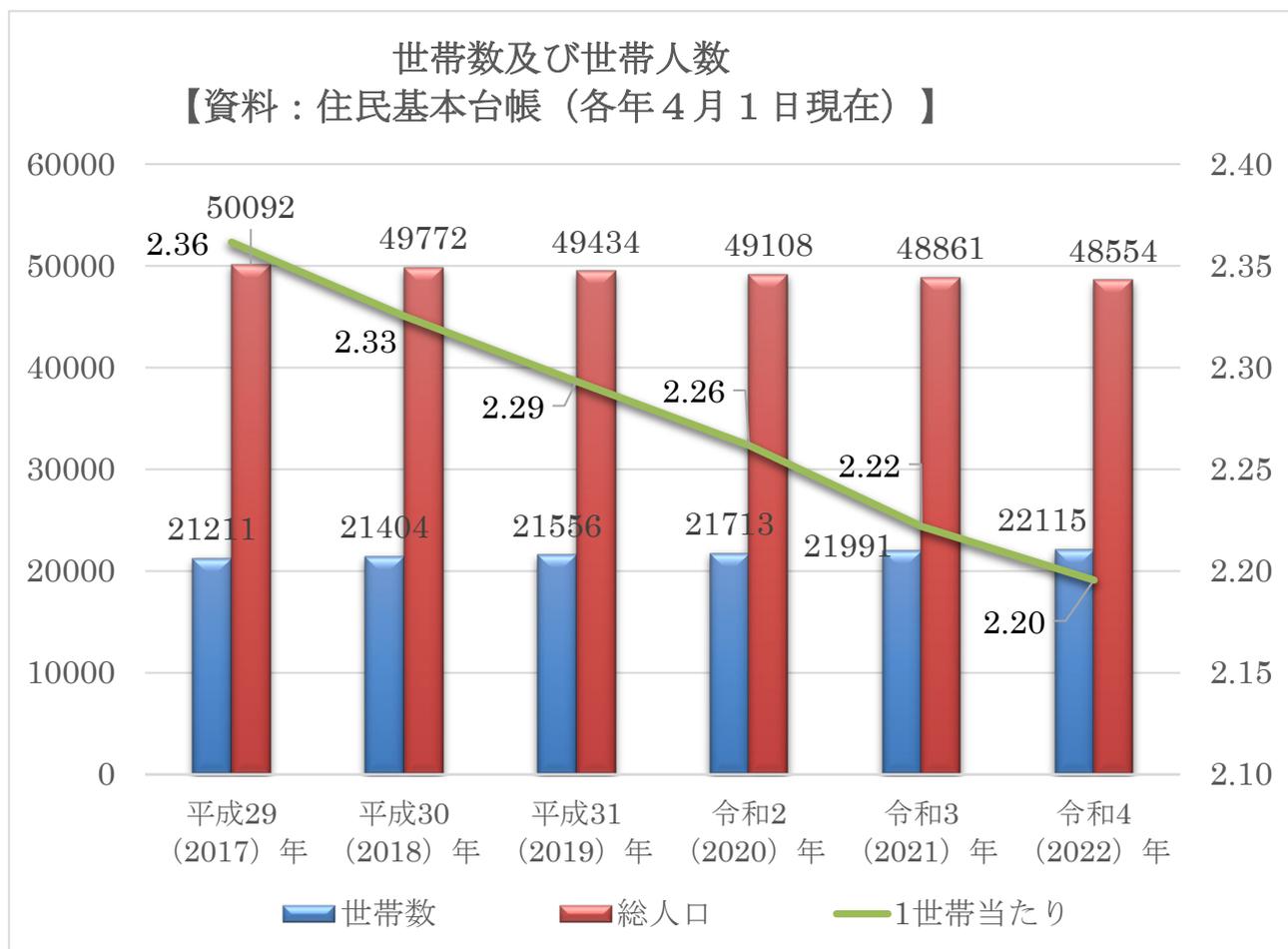


## ②世帯の推移

令和4(2022)年の世帯数は、22,115世帯です。

人口減少に対して、世帯数の増加が進んでいます。

1世帯あたりの世帯人数は、平成29(2017)年から令和4(2022)年に、2.36人から2.20人と、0.16人減少しています。



### ③子どもの状況

出生数と合計特殊出生率は、一時回復傾向にあったものの、平成30(2018)年を境に、減少傾向となっています。

令和2(2020)年の本市は、千葉県の1.27%より0.18ポイント低い1.09%です。  
年少人口の推移と同様に、児童数も減少傾向になっています。

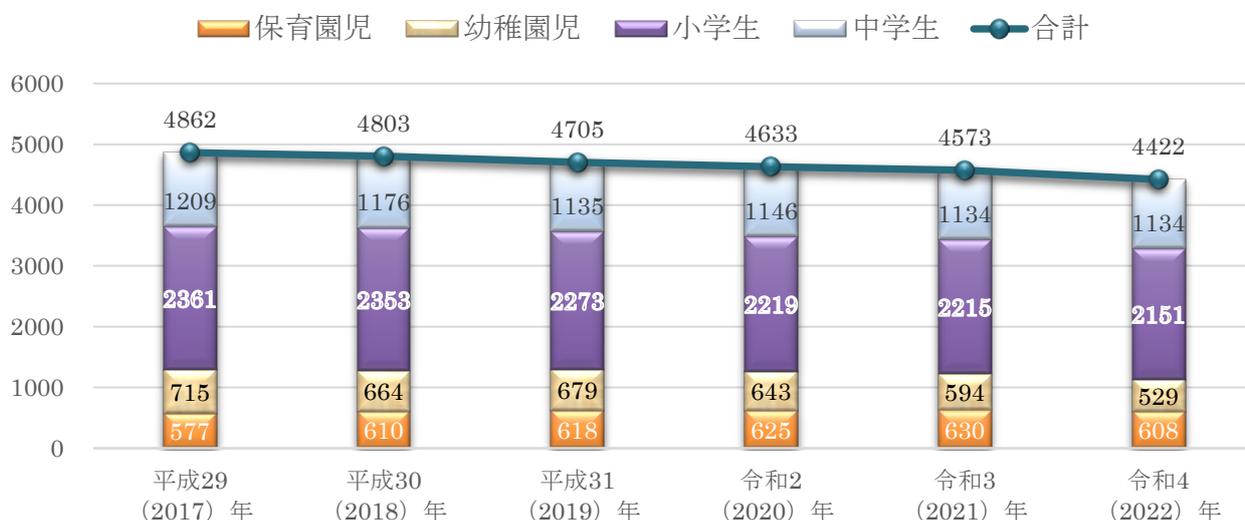
平成31(2019)年から合計特殊出生率が減少傾向にあることから、今後、減少することが見込まれます。

出生数と合計特殊出生率【資料：千葉県健康福祉部】



保育園児・幼稚園児・小学生・中学生数

【資料：保育園児大網白里市子育て支援課（各年4月1日現在）】  
【幼稚園児・小学生・中学生 学校基本調査（各年5月1日現在）】



## ④障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 29(2017)年の 1,548 人から令和 4(2022)年の 1,520 人へと、他障害に比べると減少となっています。

療育手帳所持者数は、平成 29(2017)年の 379 人から令和 4(2022)年の 441 人へと増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 29(2017)年の 290 人から令和 4(2022)年の 484 人へと増加傾向にあります。

### 【障害者手帳等保持者数】

資料：大網白里市社会福祉課（各年 4 月 1 日）

障害者手帳等 保持者数		平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年
身体障害者手帳 所持者		1,548	1,657	1,633	1,614	1,535	1,520
年齢別	18 歳未満	35	23	21	19	21	20
	18 歳以上	1,513	1,634	1,612	1,595	1,514	1,500
等級別	1 級	474	580	560	556	535	516
	2 級	284	286	279	271	253	249
	3 級	264	245	236	233	204	202
	4 級	366	384	393	390	377	390
	5 級	90	75	76	76	76	74
	6 級	70	87	89	88	90	89
療育手帳所持者		379	385	390	404	424	441
年齢別	18 歳未満	90	109	74	72	77	79
	18 歳以上	289	276	316	332	347	362
等級別	軽度	137	143	131	135	96	103
	中度	96	93	87	93	145	152
	重度	146	149	172	176	183	186
精神障害者手帳 所持者		290	308	365	414	443	484
等級別	1 級	50	46	59	58	71	77
	2 級	185	206	244	284	299	322
	3 級	55	56	62	72	73	85

## ⑤高齢者の状況

高齢者人口の増加に伴い、介護認定者数も増加しています。

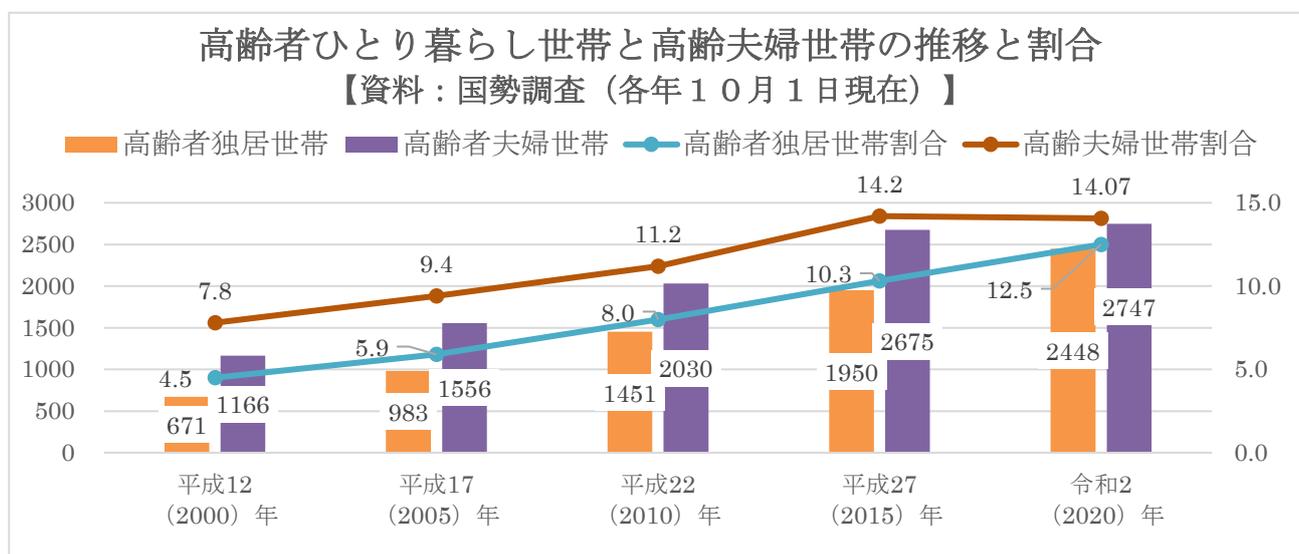
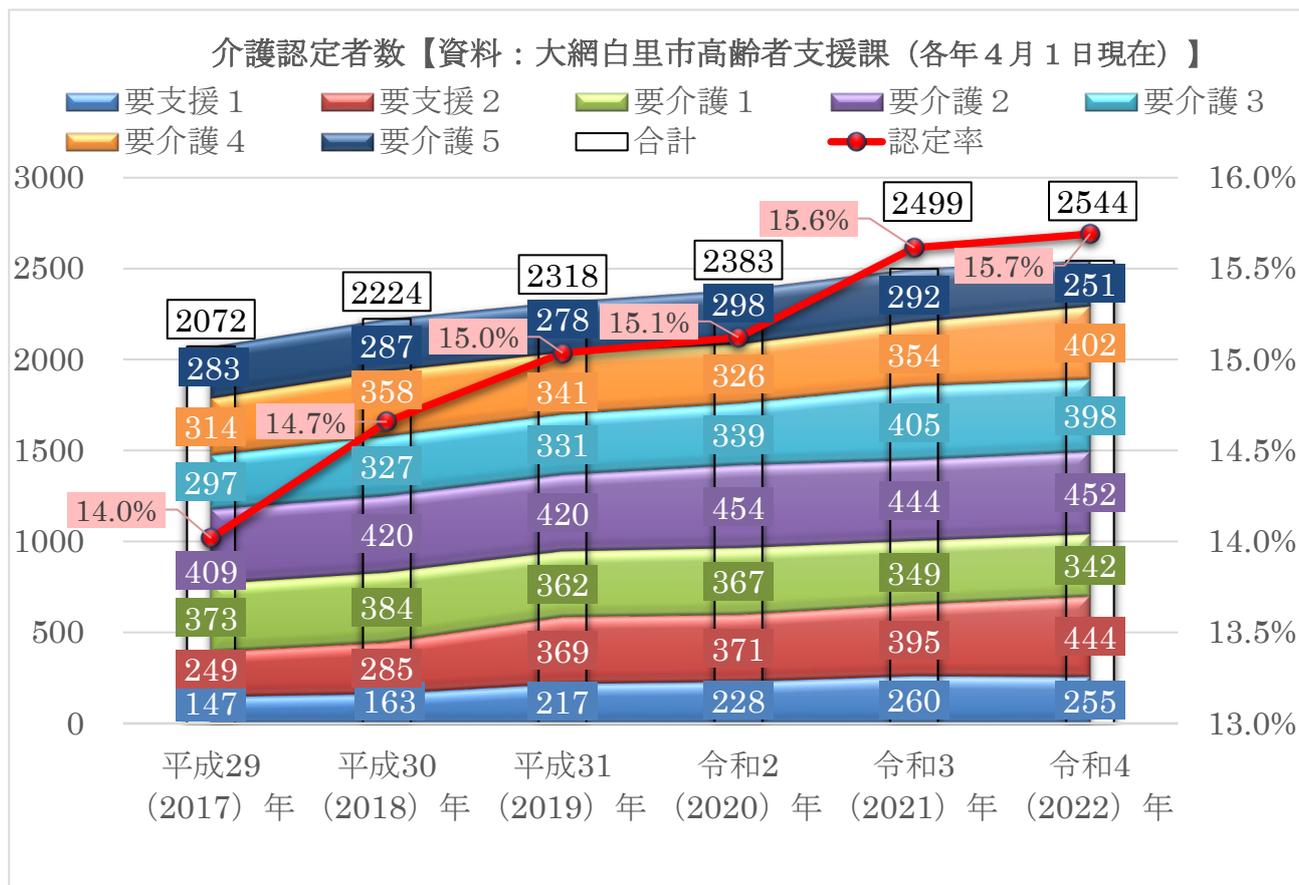
令和4(2022)年は2,544人になっています。

平成29(2017)年と比べると472人増加しています。

※表の認定率は、要支援・要介護数を65歳以上人口で除した値。

同様に、高齢者のひとり暮らし世帯・高齢夫婦世帯も増加しています。

令和2(2020)年の国勢調査によると、12.5%が高齢者独居世帯、14.07%が高齢者夫婦世帯になっています。



## ⑥生活保護の状況

生活保護世帯数は、減少傾向にありましたが、令和3(2021)年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、申請件数が増加し、246世帯と増加に転じています。

### 【生活保護法による保護状況】

資料：大網白里市社会福祉課（各年4月1日）

生活保護法による保護状況		平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年
被保護世帯数		251	245	239	233	227	246
被保護人員		310	294	285	280	267	286
扶 助 人 員	生活扶助	282	262	249	244	228	249
	住宅扶助	193	188	185	182	176	202
	教育扶助	11	7	7	9	8	9
	医療扶助	271	261	261	253	238	256
	介護扶助	72	78	85	85	85	96
	その他の 扶助	10	3	4	3	2	1

## ⑦身近な犯罪発生の状況

身近な刑法犯の発生状況については、減少傾向にありましたが、令和3(2021)年では、前年に比べて増加し208件となっています。

【身近な刑法犯の発生状況】 (※令和4(2022)年は10月末時点)

資料：千葉県警察

罪種・手口		平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	※令和4 (2022)年
総数		287	222	212	163	208	100
凶悪犯	計	1	2	0	0	0	0
	殺人	0	1	0	0	0	0
	強盗	0	0	0	0	0	0
	路上強盗	0	0	0	0	0	0
	放火	1	1	0	0	0	0
	強制性交等	0	0	0	0	0	0
粗暴犯	計	15	9	10	5	12	11
	凶器準備集合	0	0	0	0	0	0
	暴行	3	2	5	1	3	1
	傷害	9	7	5	3	8	8
	脅迫	2	0	0	1	0	1
	恐喝	1	0	0	0	1	1
窃盗犯	計	212	164	148	108	153	68
	空き巣	9	4	11	4	4	12
	忍び込み	4	2	2	1	10	2
	事務所荒し	1	1	1	3	0	0
	出店荒し	5	2	4	2	3	0
	その他侵入等	15	7	13	1	12	0
	自動車盗	5	13	6	9	5	4
	オートバイ盗	6	6	2	0	0	1
	自転車盗	26	31	18	9	18	9
	車上ねらい	20	12	5	15	39	6
	ひったくり	3	1	0	0	0	0
	部品ねらい	13	5	3	3	3	3
	自販機ねらい	16	2	2	3	3	1
	その他非侵入窃盗	89	78	81	58	56	30
知能犯	計	14	10	11	15	12	4
	詐欺	13	10	9	14	12	3
	横領	1	0	1	1	0	1
	その他知能犯	0	0	1	0	0	0
風俗犯	計	6	0	1	1	5	3
	賭博	0	0	0	0	0	0
	わいせつ	6	0	1	1	5	3
刑法その他	計	39	37	42	34	26	14
	住居侵入	7	3	8	7	6	2
	占有離脱物横領	3	5	3	1	1	1
	その他	29	29	31	26	19	11

## ⑧自殺者の推移

自殺者については、減少傾向にありましたが、平成 31(2019)年に増加し、令和 2(2020)年は、11 件となっています。

### 【自殺者の状況】

資料：JSCP 地域自殺実態プロファイル2021

自殺者数		平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	合計
総数		8	7	4	8	11	38
男性	合計	5	5	4	4	9	27
女性	合計	3	2	0	4	2	11
男性	20歳未満	0	0	0	0	0	0
	20歳代	0	0	2	0	0	2
	30歳代	0	1	1	1	2	5
	40歳代	2	1	0	0	0	3
	50歳代	2	0	0	1	3	6
	60歳代	1	1	0	0	1	3
	70歳代	0	2	1	0	1	4
	80歳以上	0	0	0	2	2	4
	不明	0	0	0	0	0	0
女性	20歳未満	0	0	0	0	0	0
	20歳代	0	1	0	0	0	1
	30歳代	0	0	0	0	0	0
	40歳代	1	0	0	2	0	3
	50歳代	1	0	0	0	0	1
	60歳代	1	1	0	1	0	3
	70歳代	0	0	0	0	1	1
	80歳以上	0	0	0	1	1	2
	不明	0	0	0	0	0	0

## (2) アンケート調査結果の概要

### ①アンケート調査の内容

本計画の策定に向けて、市内の地域福祉の状況を把握するため、アンケート調査（以下「市民アンケート」）を実施しました。

調査対象	18歳以上の大網白里市民		
調査期間	令和4年7月8日～令和4年7月22日		
回収結果	配布数：1,000	有効回収数：347	有効回収率：34.7%

### ②アンケート調査結果より

調査結果から見える主な事項は次のとおりです。

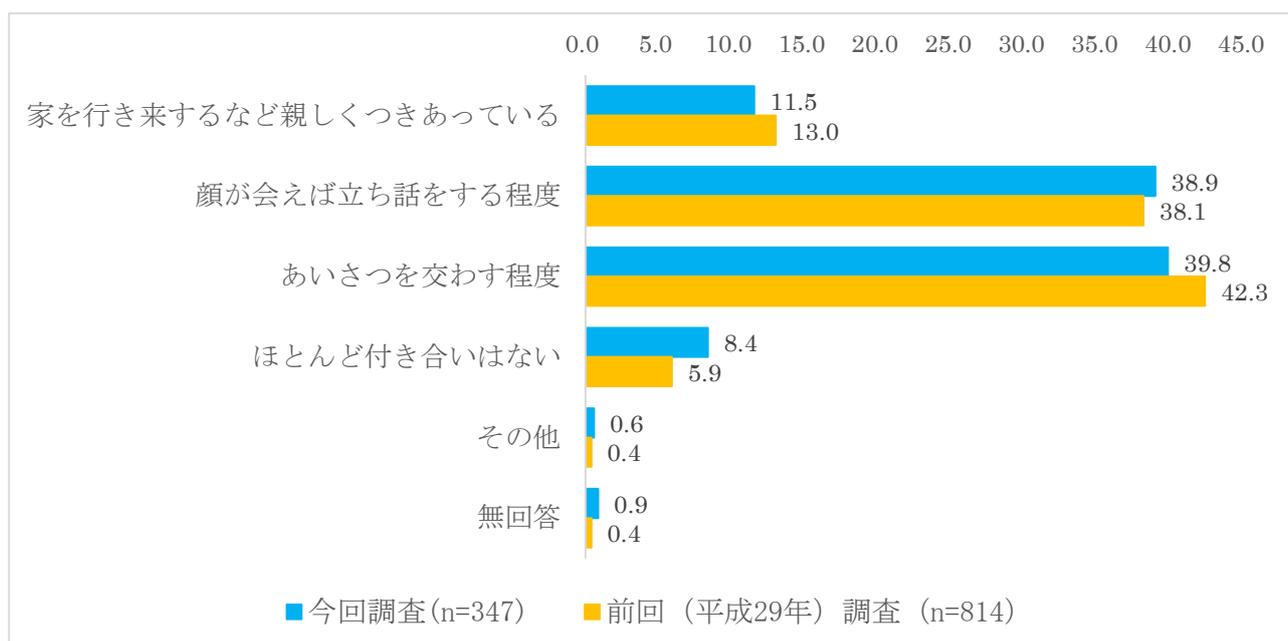
なお、単一回答で、合計は100となりますが、前回調査との比較のため、複数回答では、合計は100を超える集計となっています。

#### I ご近所づきあいについて

近所の人との付き合いについては、①「あいさつを交わす程度」が39.8%で最も多く、次いで、②「顔が合えば立ち話をする程度」が38.9%になっています。

前回に比べ、今回は、「顔が合えば立ち話をする程度」が0.8ポイント高くなっていますが、「家を行き来するなど親しくつきあっている」は1.5ポイント下がり、「ほとんど付き合いはない」は2.5ポイント高くなっております。

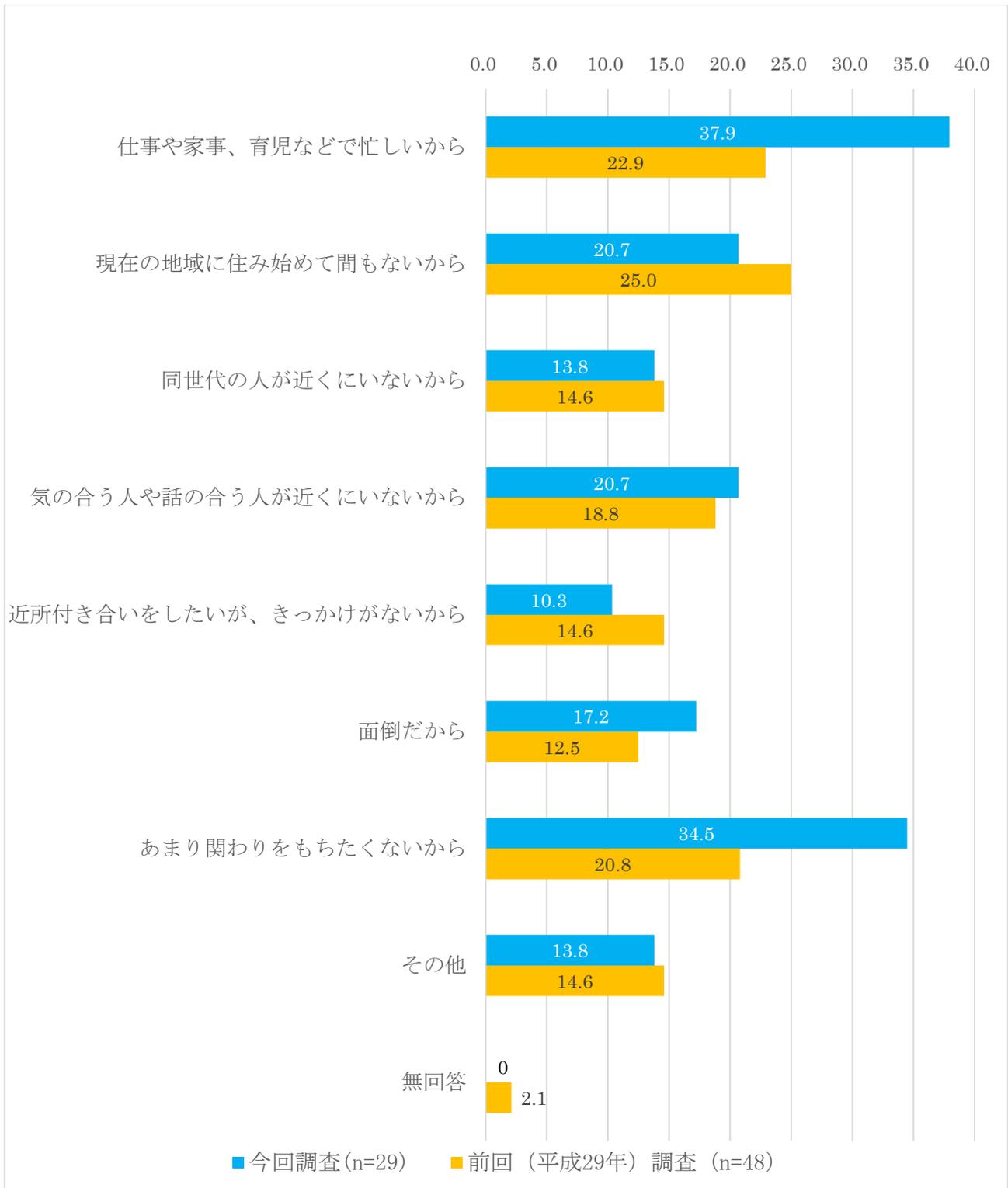
近所づきあいの程度が低下傾向にあると考えられます。



また、「近所づきあいをほとんどしていない」理由について、前回調査では、「現在の地域に住み始めて間もないから」が25.0%で最も多い回答理由でした。

今回調査では、①「仕事や家事、育児などで忙しいから」が37.9%と最も多く、次いで、②「あまり関わりをもちたくないから」が34.5%となっています。

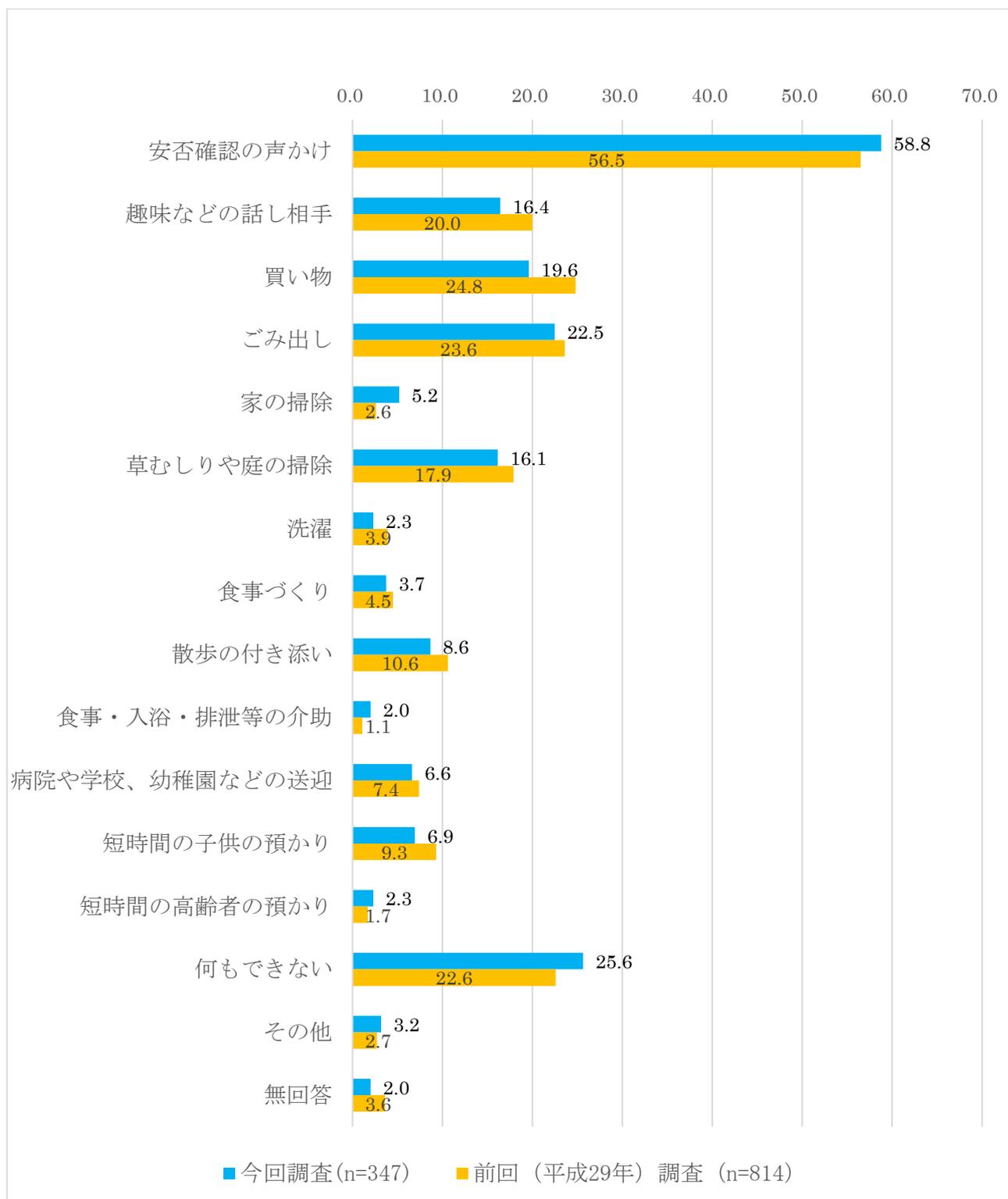
近所づきあいの程度が低下傾向にあると考えられます。



## II 地域の中で自分のできること

地域の中で自分ができることについて、①「安否確認の声かけ」が58.8%と最も多く、次いで、②「ごみ出し」が22.5%、③「買い物」が19.6%と続いています。

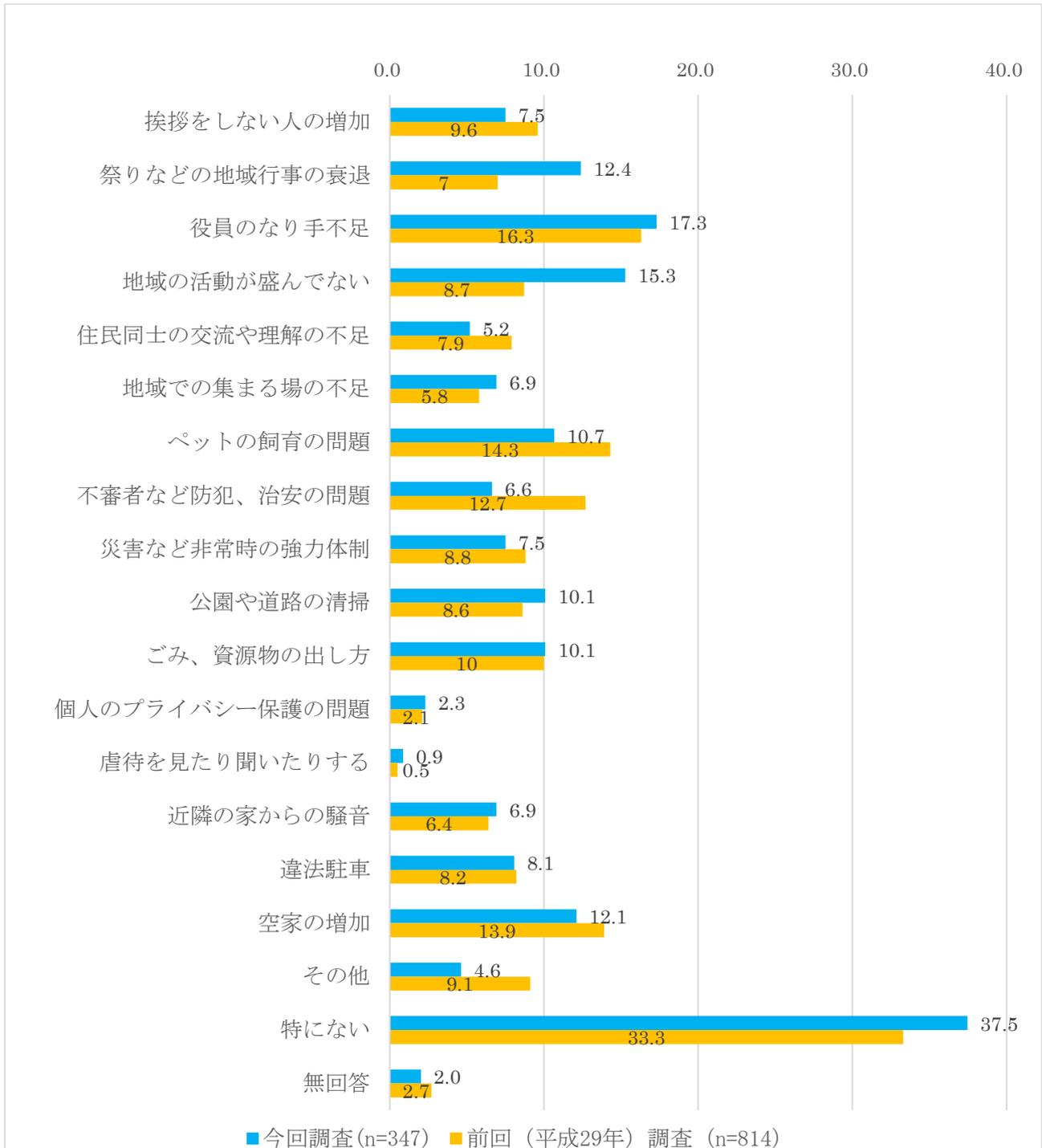
前回調査と比較すると、「何もできない」が22.6%から25.6%へと増加しています。



### Ⅲ 地域の中で困っていること

地域の中で困っていることについては、①「特にない」が37.5%と最も多く、次いで、②「役員のなり手不足」が17.3%、③「地域の活動が盛んでない」が15.3%となっています。

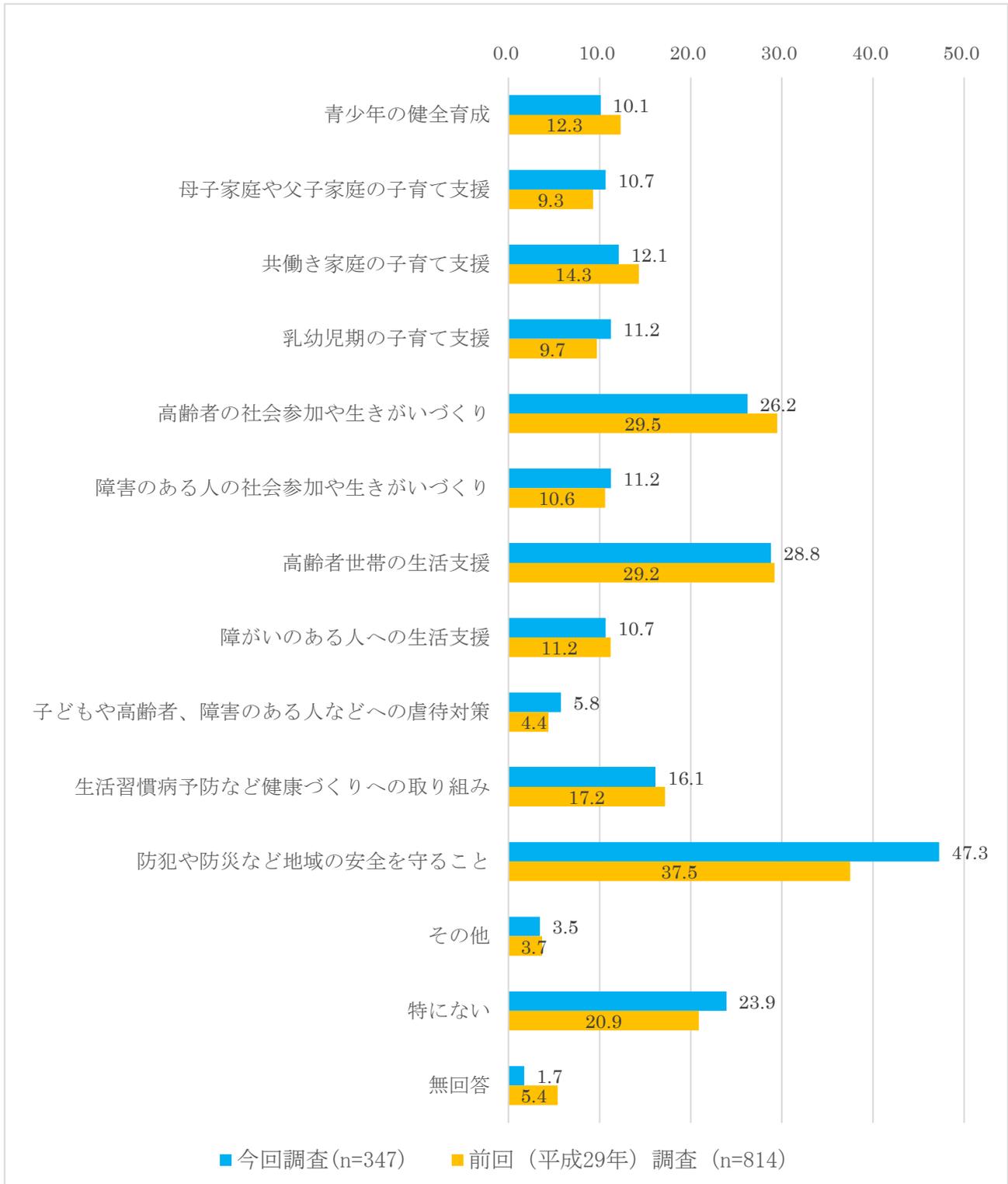
前回調査と比較すると、「祭りなどの地域行事の衰退」、「地域での集まる場の不足」、「公園や道路の清掃」、「ごみ、資源物の出し方」、「虐待を見たり聞いたりする」、「近隣の家からの騒音」が増加しています。



#### IV 地域住民が取り組むべき課題や問題

地域住民が取り組むべき課題や問題について、①「防犯や防災など地域の安全を守ること」が47.3%と最も多く、次いで、②「高齢者世帯の生活支援」が28.8%、③「高齢者の社会参加や生きがいがづくり」が26.2%となっています。

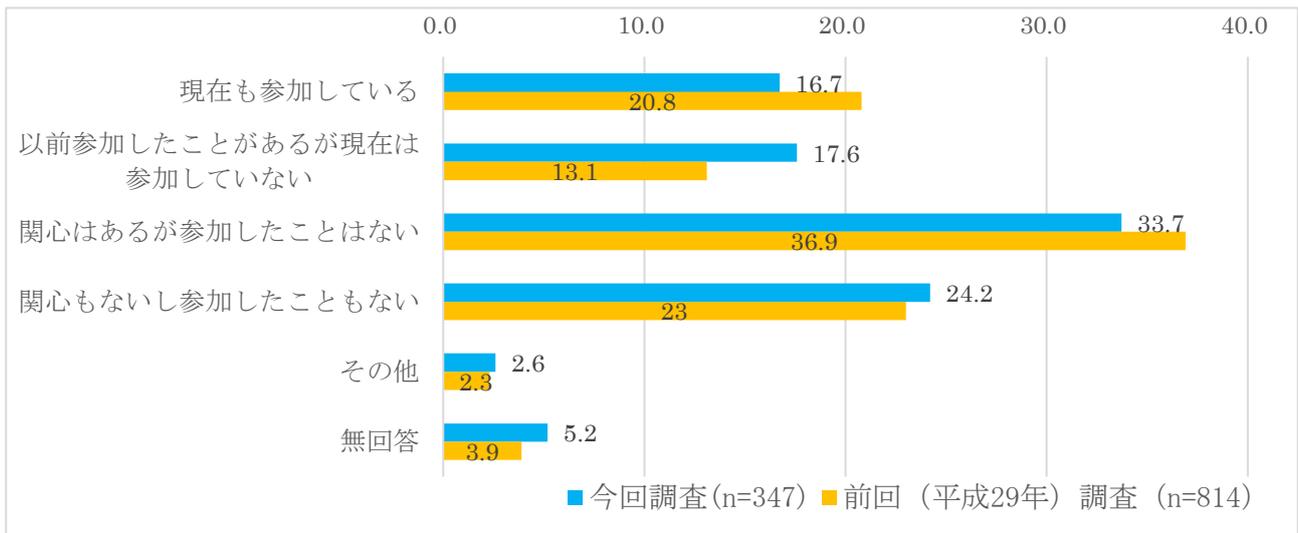
前回調査から大きな変化はありません。



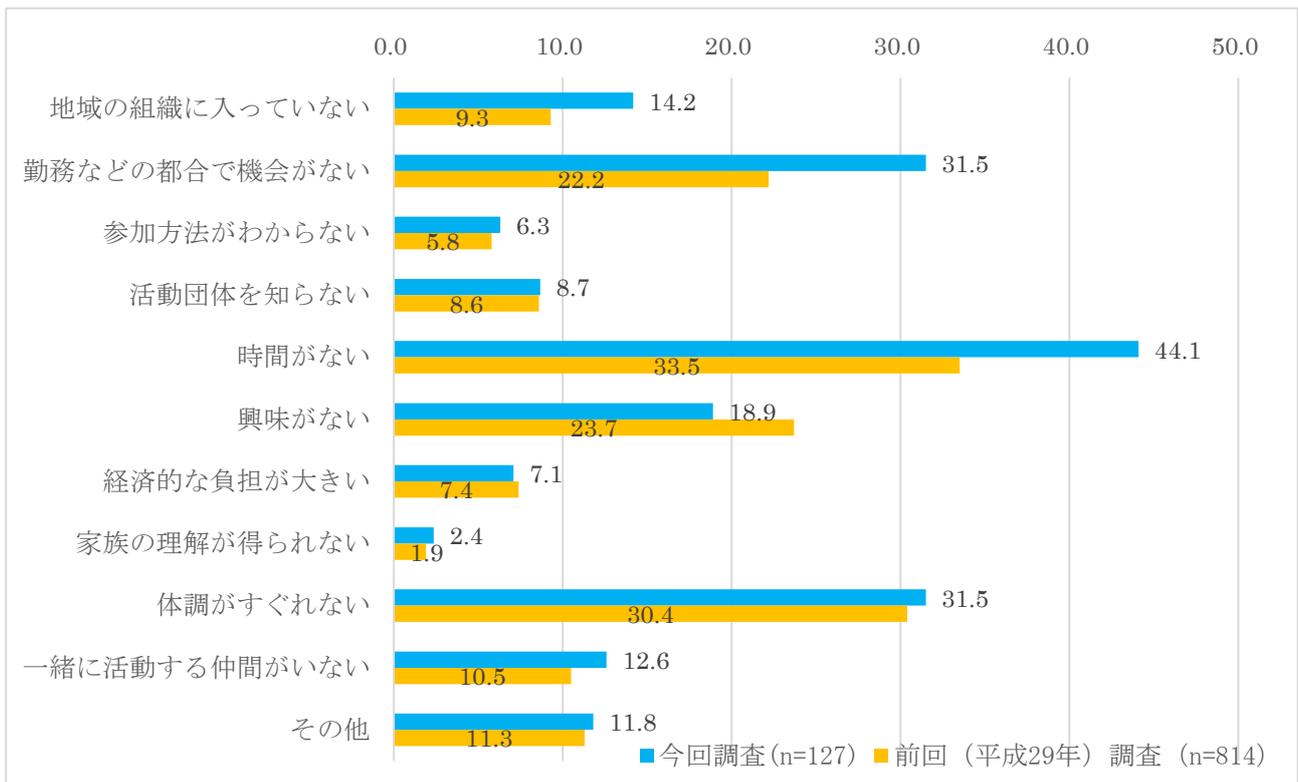
## V ボランティア活動について

地域活動やボランティア活動に取り組んでいるかについては、①「関心はあるが参加したことがない」が33.7%と最も多く、次いで、②「関心もないし参加したこともない」が24.2%となっています。

前回調査と比べると、「現在も参加している」は4.1ポイント減少し16.7%、「以前参加したことがあるが現在は参加していない」が4.5ポイント増加し17.6%となっています。

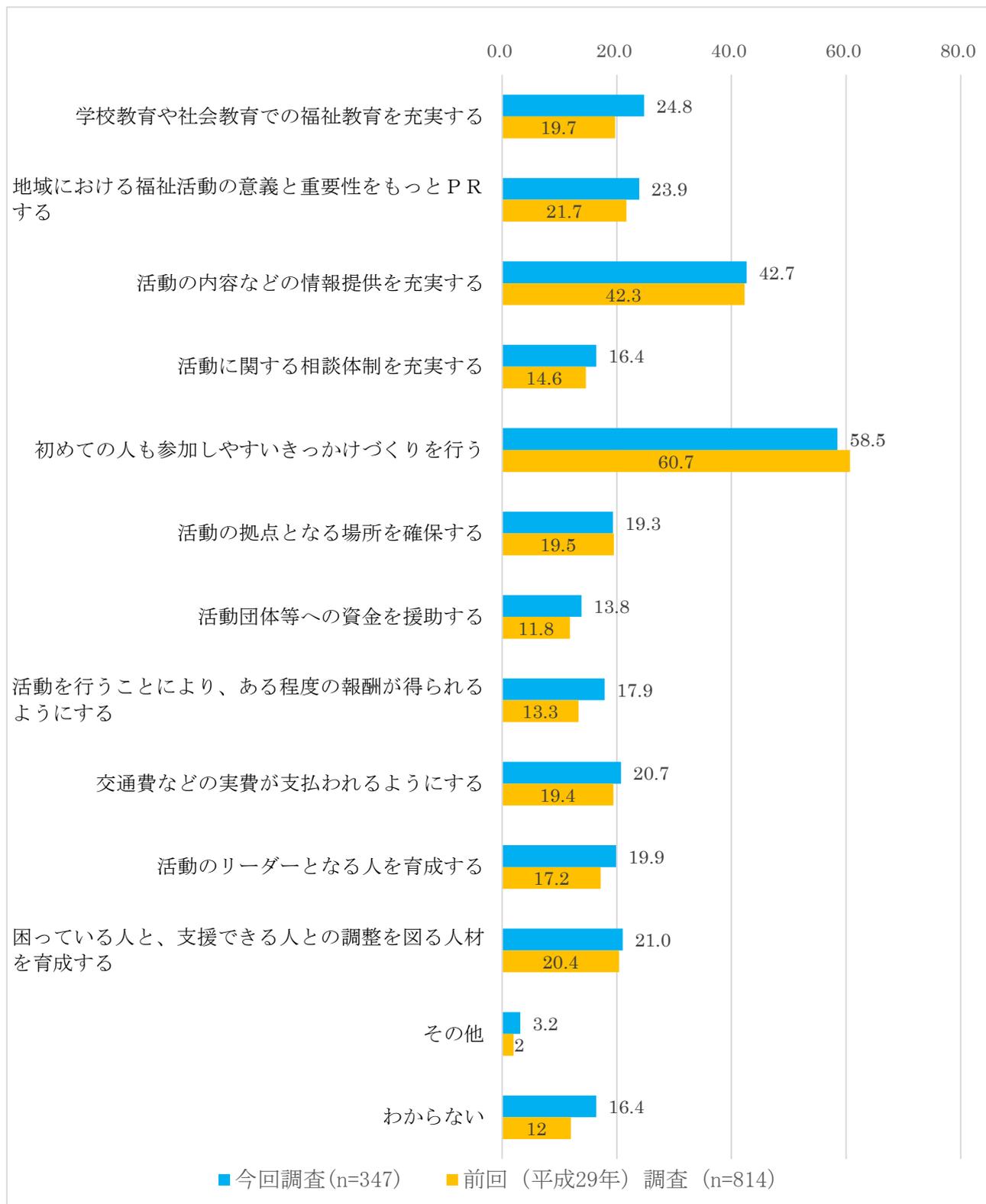


地域活動やボランティア活動に参加したくない・参加できない理由としては、①「時間がない」が44.1%で最も多く、次いで、②「体調がすぐれない」と、③「勤務などの都合で機会がない」が31.5%となっています。



地域活動やボランティア活動、住民同士の支えあいなどを活発にするために、重要なことは、①「初めての人も参加しやすいきっかけづくりを行う」が 58.5%と最も多く、次いで、②「活動の内容などの情報提供を充実する」が 42.7%となっています。

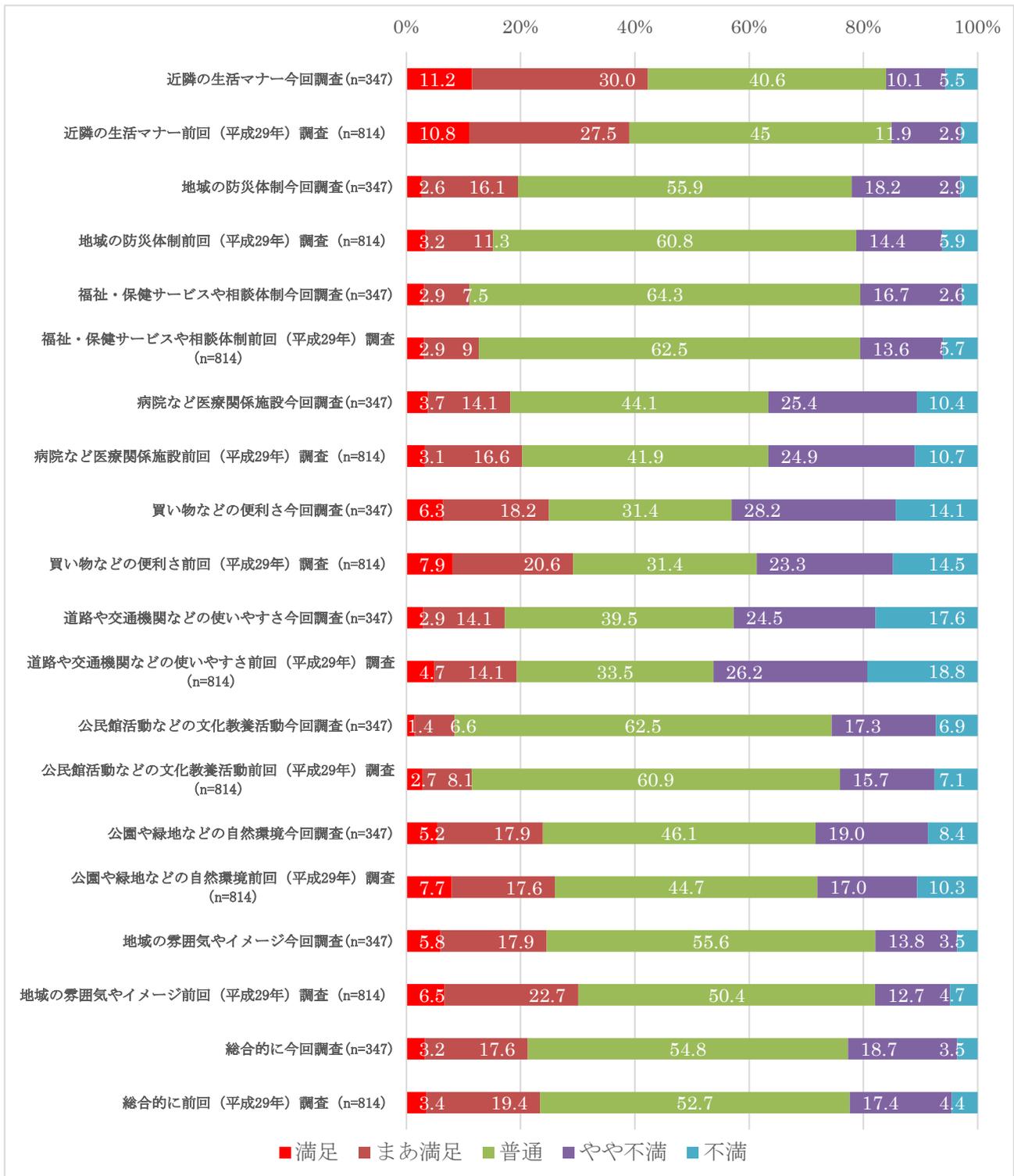
前回調査から大きな変化はありません。



## VI 地域の満足度

地域の満足度については、すべての項目において「普通」が最も多くなっていますが、『満足』（「満足」＋「まあ満足」）では、①「近隣の生活マナー」が41.2%と最も多くなっています。

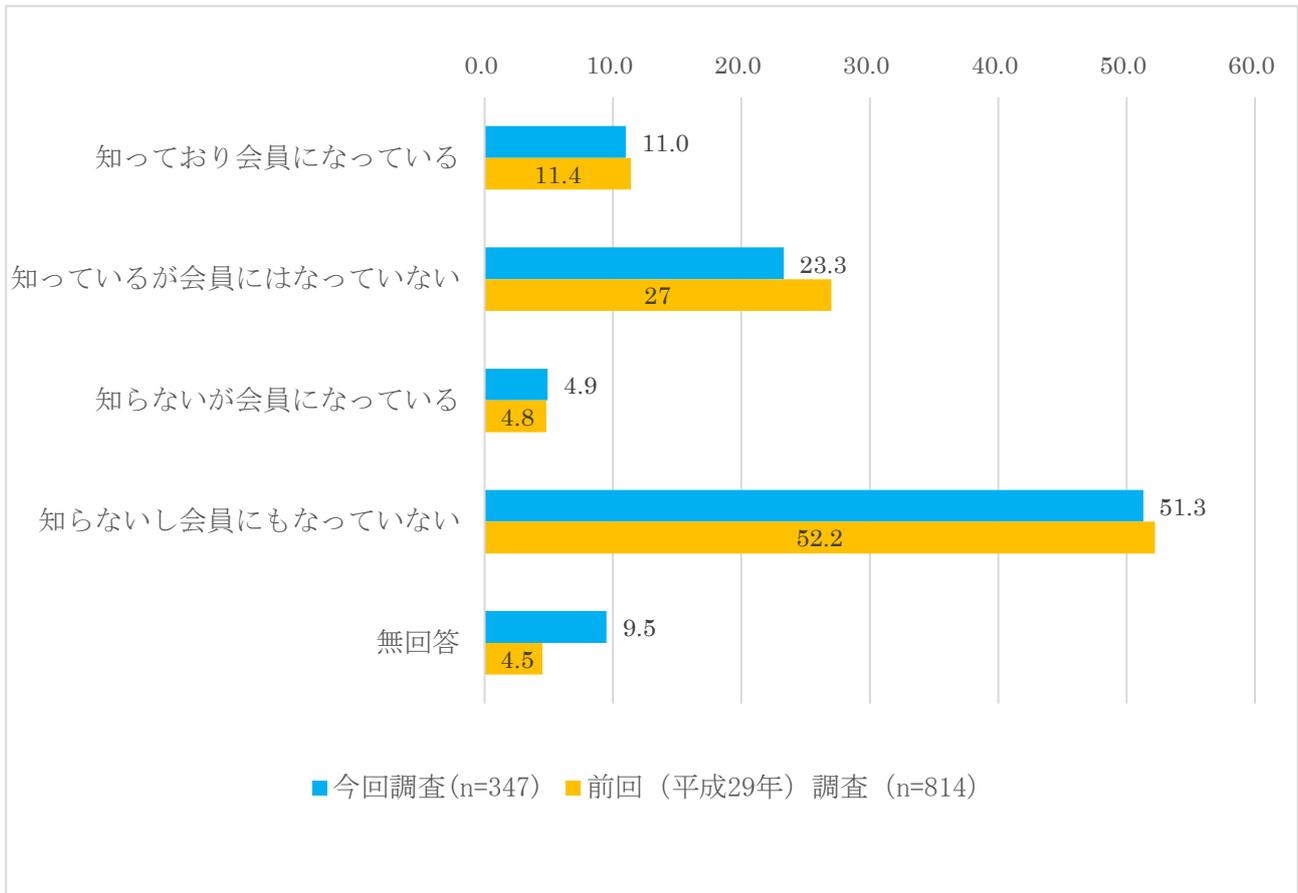
一方、『不満』（「やや不満」＋「不満」）については、①「買い物などの便利さ」が42.3%と最も多く、次いで、②「道路や交通機関などの使いやすさ」が42.1%、③「病院など医療関係施設」が35.8%と続いています。



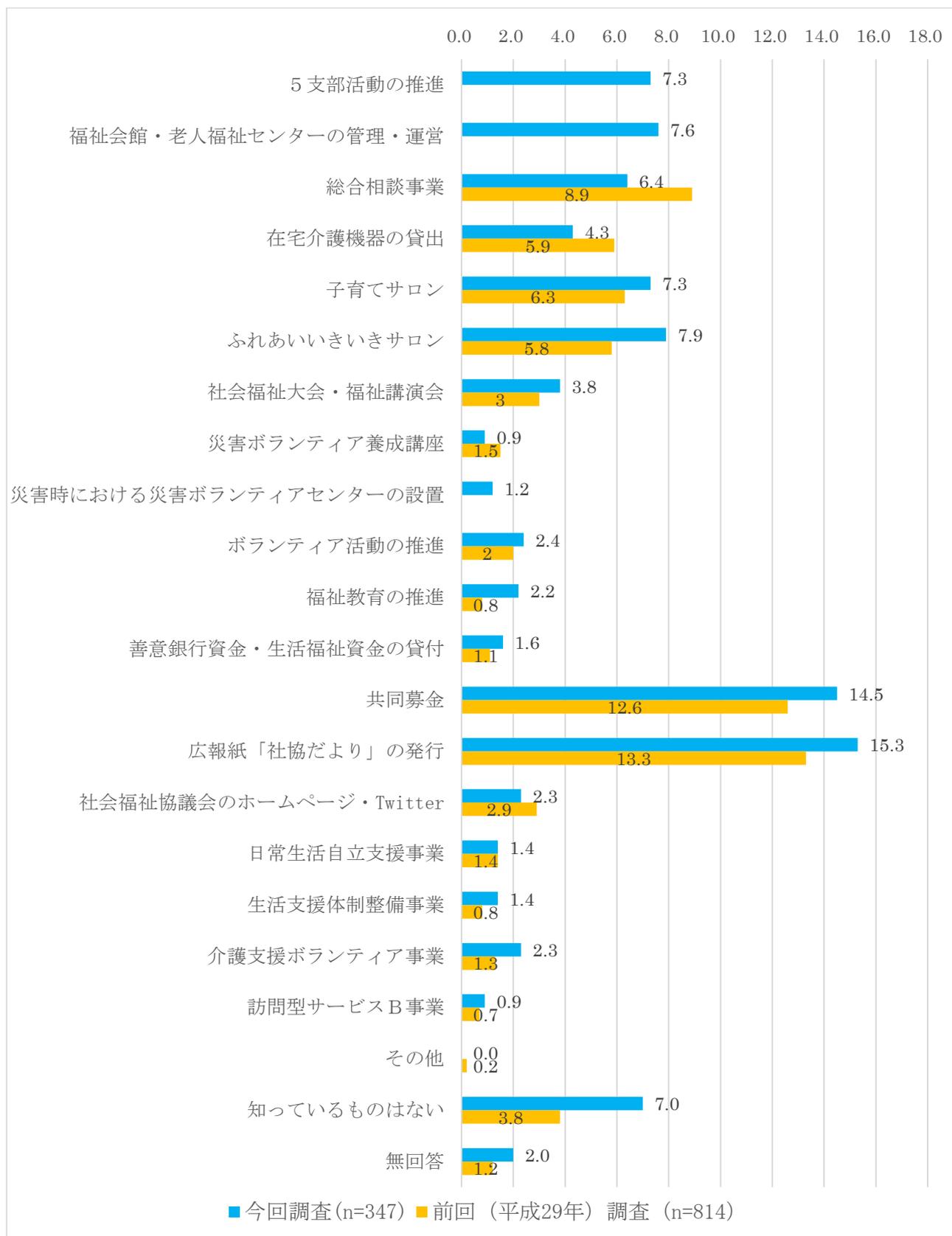
## VII 社会福祉協議会について

社会福祉協議会の事業が、住民の会費などで運営されていることの認知度については、①「知らないし会員にもなっていない」が51.3%と最も多く、次いで、②「知っているが会員にはなっていない」が23.3%となっています。

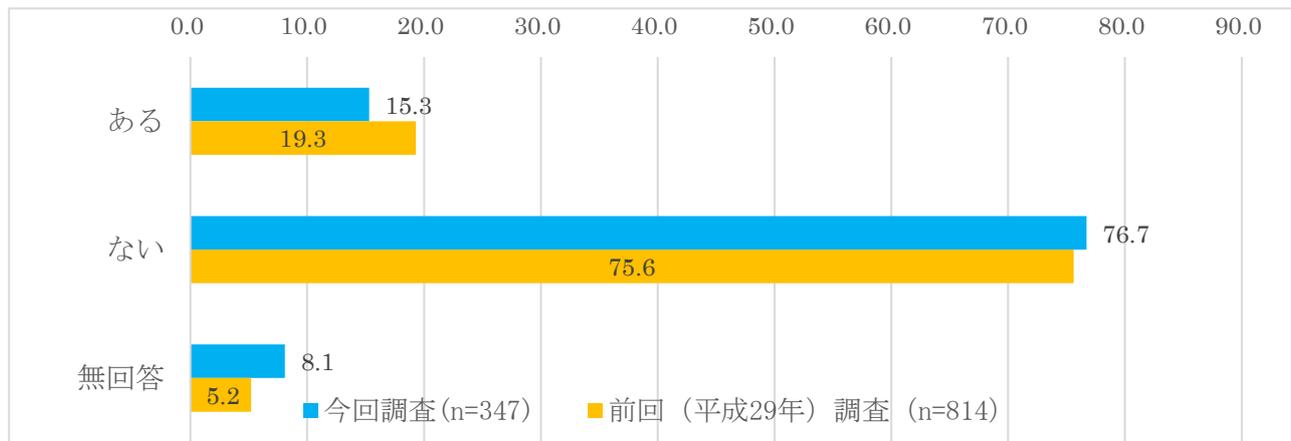
前回調査から大きな変化はありません。



大網白里市社会福祉協議会の活動の認知度については、①「広報紙『社協だより』の発行」が15.3%と最も多く、次いで、②「共同募金」が14.5%となっています。



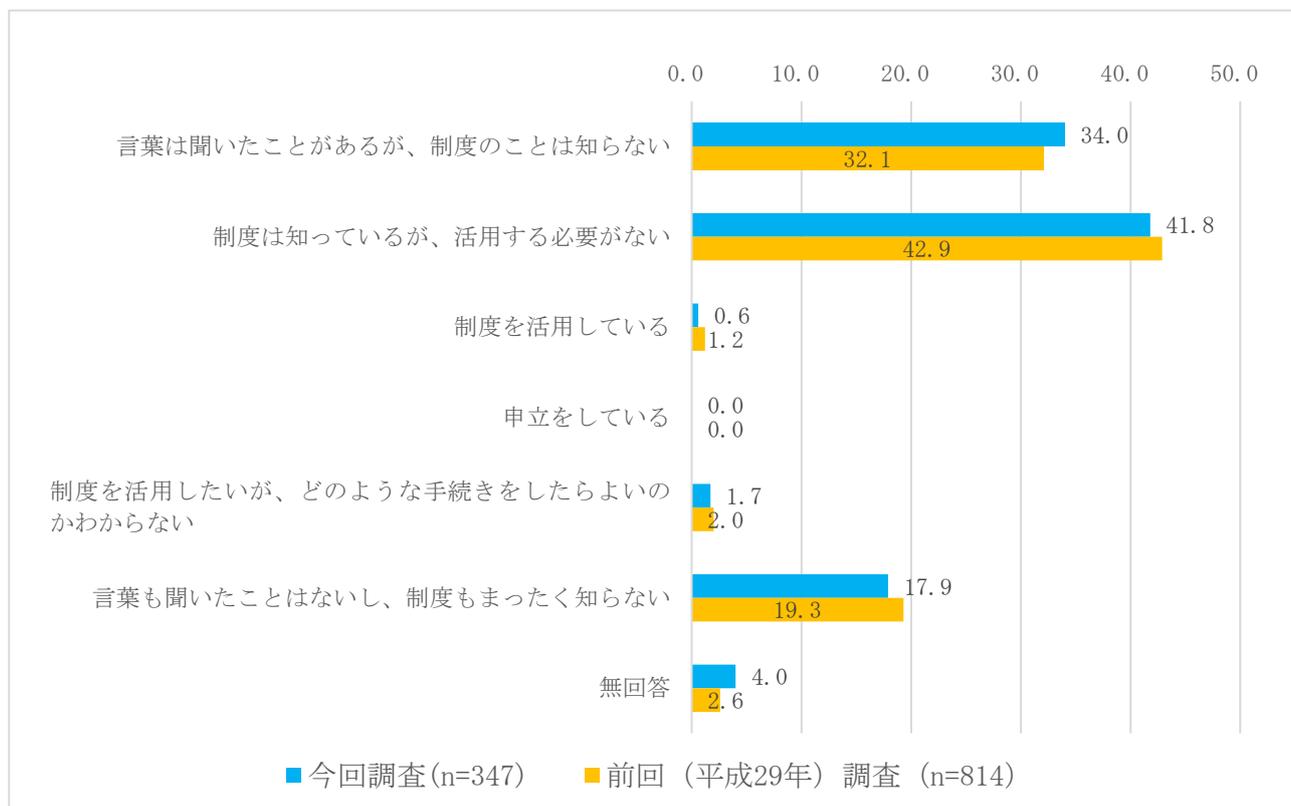
社会福祉協議会が行う事業やサービスを利用したり参加したりしたことがあるかについては、①「ない」が76.7%で、②「ある」を大幅に上回っています。



## VIII 成年後見制度について

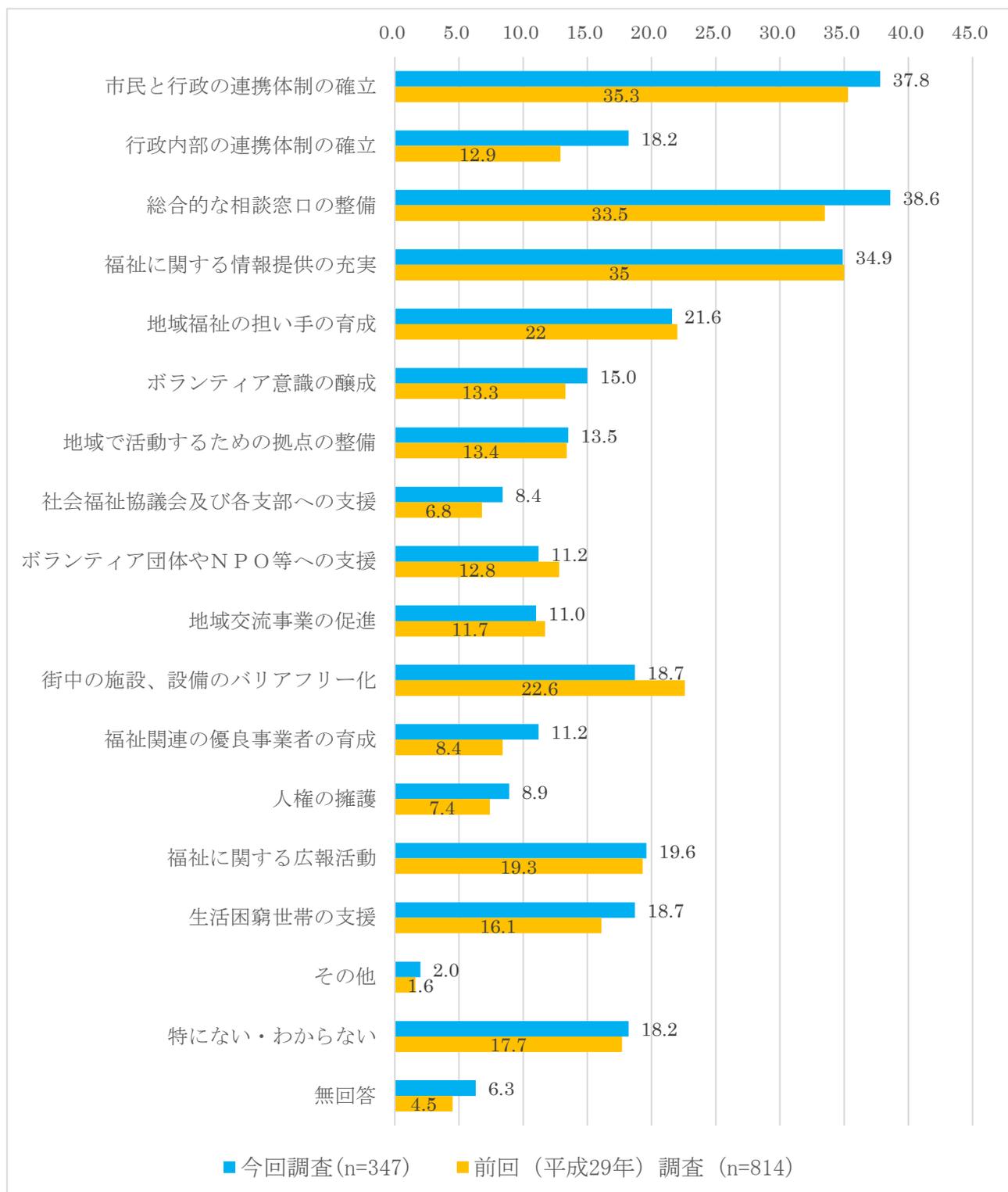
成年後見制度について知っているかについては、①「制度は知っているが、活用する必要がない」が41.8%と最も多く、次いで、②「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」が34.0%となっています。

前回に比べ、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」は1.4ポイント下がっています。



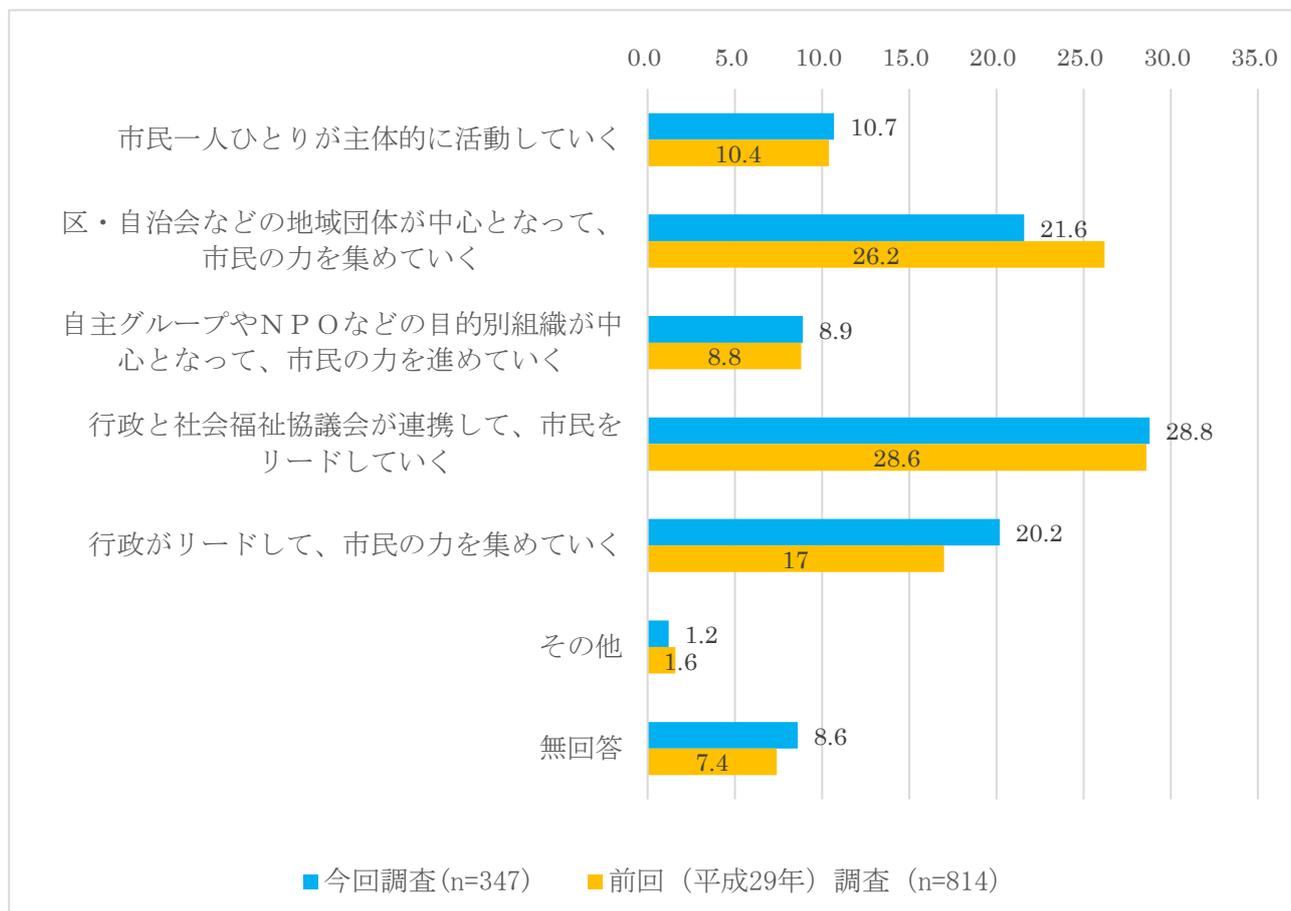
## IX 地域福祉について

地域福祉を進めていくのに、どのようなことに力を入れるべきと考えるかについては、①「総合的な相談窓口の整備」が38.6%と最も多く、次いで、②「市民と行政の連携体制の確立」が37.8%、③「福祉に関する情報提供の充実」が34.9%となっています。前回調査から大きな変化はありません。



支えあって暮らしやすいまちづくりを進めるために、どのような協働のあり方が望ましいかについては、①「行政と社会福祉協議会が連携して、市民をリードしていく」が28.8%と最も多く、次いで、②「区・自治会などの地域団体が中心となって、市民の力を集めていく」が21.6%となっています。

前回調査から大きな変化はありません。



### (3) 関係団体アンケート結果より

#### ①関係団体アンケート調査の概要

本計画の策定に向けて、市内の地域福祉の関係団体の状況を把握するため、アンケート調査を実施し、その中から、ヒアリング調査を実施しました。

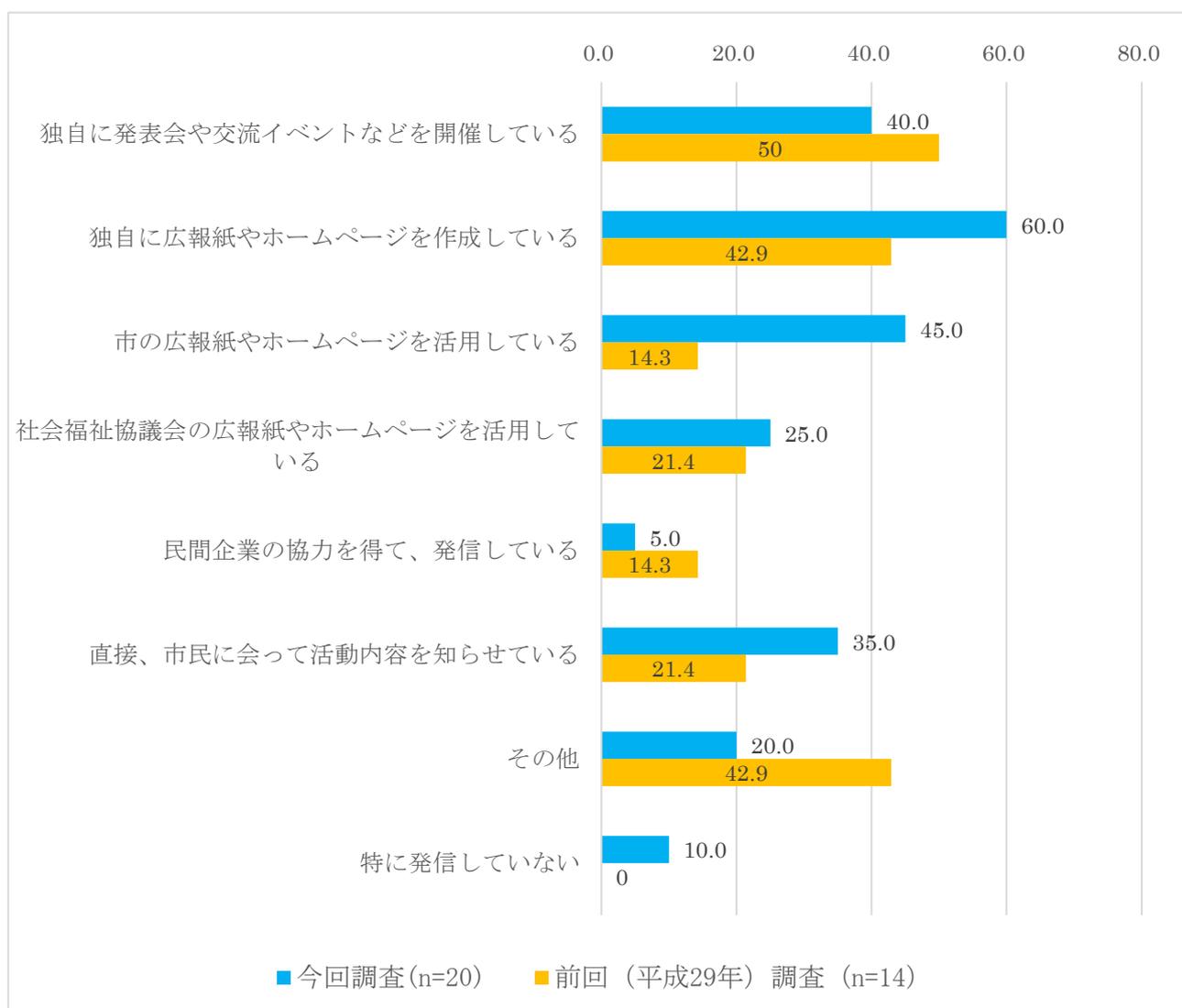
#### 【関係団体一覧】

区分	番号	団体名	備考
子育て	1	子育てサロン (びよびよひろば、くすくすひろば、のびのびひろば)	子育てサロン
	2	大網白里市子ども会育成連絡協議会	子ども会
	3	NPO法人 民間児童館 おおきなかぶ	学童保育
	4	大網白里市ボランティア連絡協議会 (十日会、結の会、おはなしどんどん、増穂ひまわり会、まきの木会)	ボランティア団体
	5	大網白里市PTA連絡協議会	PTA
高齢者	6	ゆうゆうサロン浜宿	いきいきサロン
	7	大網白里市老人クラブ連合会	老人クラブ
	8	NPO法人 大網お助け隊	NPO法人
	9	一般社団法人 シルバー人材センター	一般社団法人
	10	通所型サービスB ひまわりの会	介護予防・生活支援サービス事業
障がい者	11	社会福祉法人 翡翠会 (山武みどり学園)	社会福祉法人
	12	社会福祉法人 ワーナーホーム	社会福祉法人
	13	NPO法人 ジョブ・ファーム	NPO法人
	14	NPO法人 コスモス大網ビレッジ	NPO法人
	15	NPO法人 福祉アシストワーク協会	NPO法人
その他	16	季美の森南地区防犯パトロール隊	自主防犯パトロール隊
	17	上貝塚区自主防災部会	自主防災組織
	18	楽学ハウス そよかぜ	有償ボランティア団体
	19	大網白里市生活相談センターCるーと	生活困窮者自立相談支援事業
	20	NPO法人 市民ステーション・まちサポ	NPO法人

## ②アンケート調査結果より

### I 情報発信の方法

関係団体の情報発信の方法について、①「独自に広報紙やホームページを作成している」が60.0%と最も多く、次いで、②「市の広報紙やホームページを活用している」が45.0%、③「独自に発表会や交流イベントなどを開催している」が40.0%となっています。

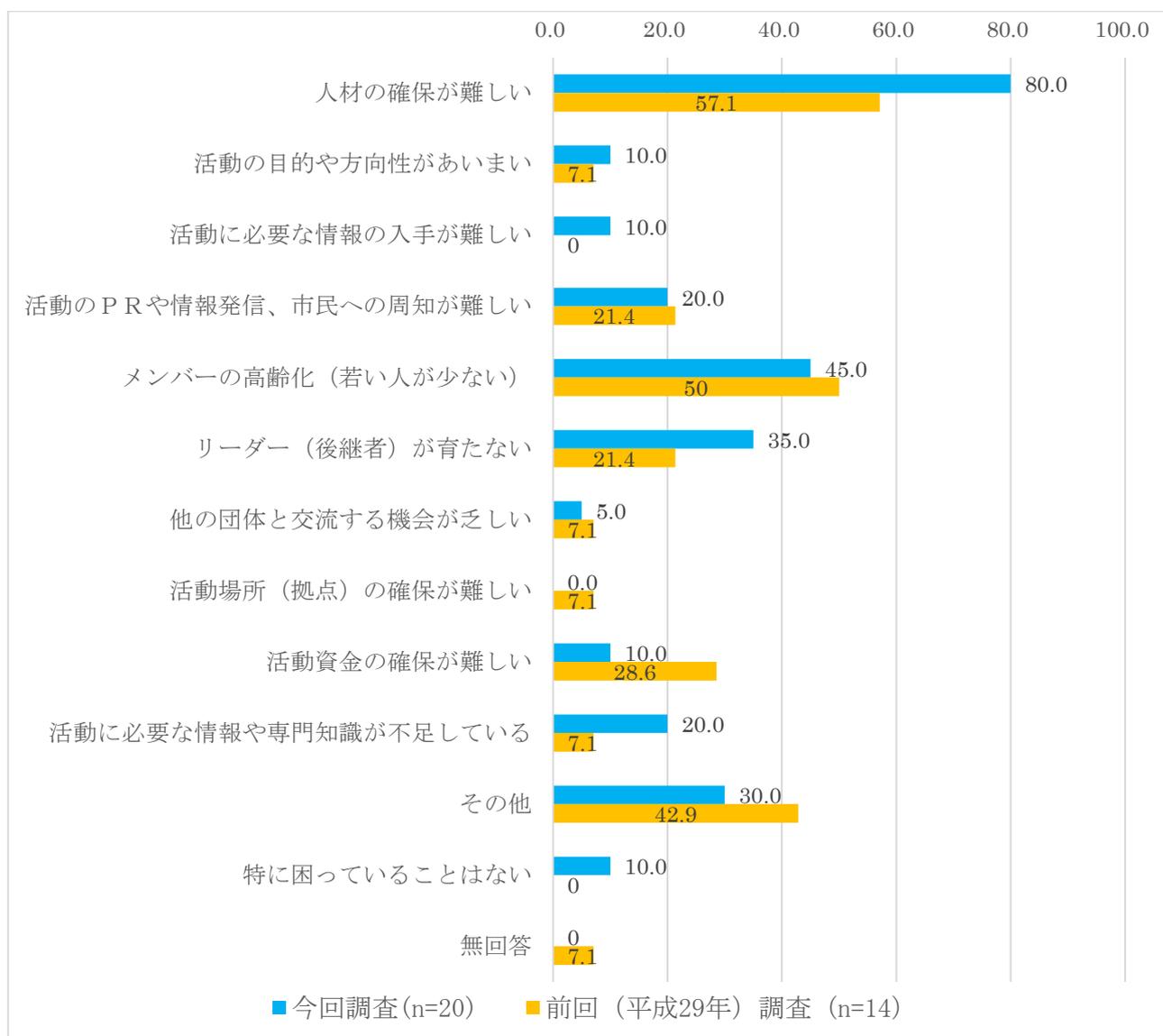


#### 【その他の内容】

- ・時折、区内回覧や老人会や独居高齢者の見守り時に呼びかけ。
- ・テレビ、新聞、フリーペーパー等のマスメディアキャンペーンの実施。
- ・「区・自治会役員」や「移動交番」や「情報交換会」でPR。
- ・チラシを市役所等複数の団体に置かせてもらっている。

## II 活動や運営の問題

関係団体の活動や運営の課題について、①「人材の確保が難しい」が80.0%と、最も多く、次いで、②「メンバーの高齢化(若い人が少ない)」が45.0%となっています。

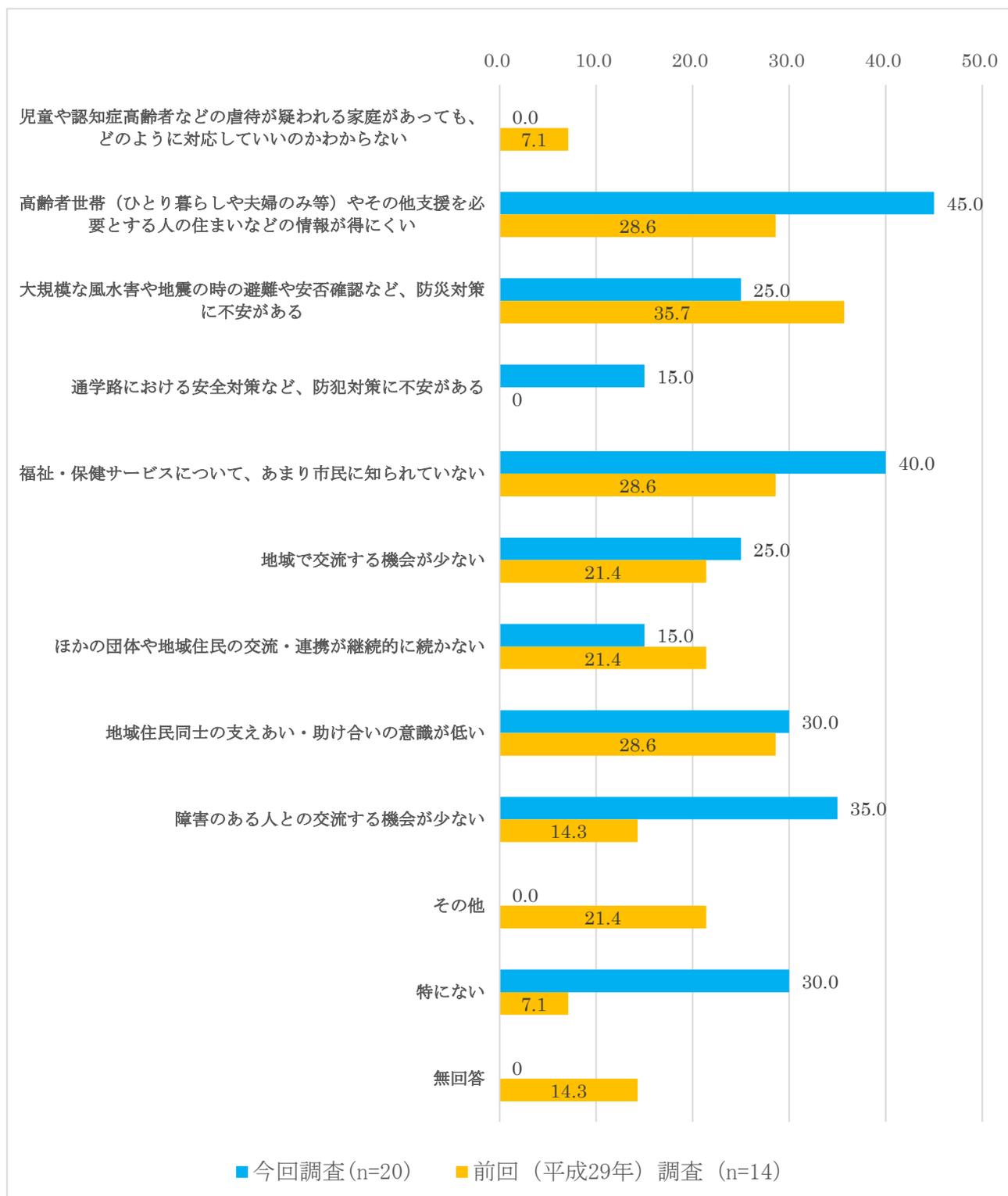


### 【その他の内容】

- ・世話役をやってくれる人がいない。お願いするとやめていく。
- ・5年経ちましたが、会員が亡くなり、施設に入所したりしてメンバーが少なくなっている。
- ・新卒、若手の採用が困難。
- ・地域資源のマッチングと全体的な方向性、計画性、実行と継続を指南する人材の確保が大切だと思う。
- ・市民の中には自分からボランティアに参加しようと思う人が少なく、声をかけられれば、参加して出て来るといふ方が多いように思う。
- ・子供の頃から、ボランティアに興味を持つように育てられたらいいと思う。

### Ⅲ 地域の課題として感じていること

関係団体が地域の課題として感じていることについて、①「高齢者世帯(ひとり暮らしや夫婦のみ等)やその他支援を必要とする人の住まいなどの情報が得にくい」が45.0%と最も多く、次いで、②「福祉・保健サービスについて、あまり市民に知られていない」が40.0%となっています。



## 2. 社会福祉協議会の現状

### (1) 第5次大網白里市地域福祉活動計画の取り組み

基本目標1 必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち  
 施策体系 (1) 広報・啓発活動の充実

No.	実施事業	計画期間内の実績
1	ホームページによる情報提供 【次期重点項目】	随時、お知らせや報告を行った。コロナ禍の中、緊急小口資金特例貸付、総合支援資金特例貸付等の情報を発信した。 また、コロナ禍の事業中止について、速やかに周知した。 社協だよりは隔月発行なので、ホームページで随時情報を更新していく。
2	社協だよりの発行	年6回奇数月に発行している。経費削減のため、紙面の構成を見直し、平成30年度からページ数を4ページに減らした。新聞を取らない家庭が多くなり、折込数が毎年減となっているため、公共機関への設置を増やした。レストランや病院等の民間施設への設置を検討する。
3	住民への社会福祉協議会PR活動 【次期重点項目】	社会福祉協議会のPR及び地域福祉の周知活動について、「社協だより」やホームページ、区長回覧などを活用した。 また、事業の周知、会費や共同募金への協力に対する報告を行った。 ツイッターによる情報発信も行った。

施策体系 (2) 相談支援体制の充実

No.	実施事業	計画期間内の実績
1	心配ごと相談 法律相談 税務相談 心の相談	市広報紙の相談コーナーを見て相談をする人及び市役所に相談し、社協を案内される経路が多い。身近な相談場所として、問題の解決に向けた入り口として住民の皆さんに活用されている。 引き続き、住民の皆さんに利用していただけるように周知に努める。

施策体系 (3) 福祉理解の促進

No.	実施事業	計画期間内の実績
1	福祉教育パッケージ指定(福祉教育推進校・福祉教育推進支部) 【終了】	平成30(2018)～令和2(2020)年度で、福祉教育パッケージ指定期間は終了したが、終了後も学校と支部が連携して、福祉教育に取り組んでいくように支援する。
2	学校における福祉教育への協力	福祉教育パッケージ指定を行った学校(小学校・中学校)が、3年間の指定期間終了後も、福祉教育に取り組んでいる。 今後も、連携した活動が継続するように支援していく。
3	会員加入の促進 【次期重点項目】	会費への協力が年々減少している。 引き続き協力いただけるように、社協活動や支部活動をPRしていく。

4	赤い羽根共同募金 運動・歳末たすけあ い運動の推進 【次期重点項目】	募金額は減少傾向にある。 コロナ禍で街頭募金は中止した。 キャッシュレス決済の導入やコラボグッズでのPR等、新たな方法を検討し、周知していく必要がある。
5	社会福祉大会の開催 【次期重点項目】	3年に1回の開催。令和2年度が開催年となったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、式典は行わず、表彰のみ行った。 今後は、実施形態、内容等を見直していく必要がある。
6	福祉講演会の開催 【次期重点項目】	財政状況が厳しい中、開催の方法を見直し、平成31年度～令和4年度は、開催しなかった。 今後、社会福祉大会に併せて開催する等、開催方法を検討する必要がある。

## 基本目標2 つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち

### 施策体系 (1) 市民と行政、団体との協働の推進

No.	実施事業	計画期間内の実績
1	五支部連絡協議会 の開催	令和2年度・令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、開催を中止した。今後も、連携した活動が、継続するように支援していく。
2	福祉協力員の研修会 (各支部社協)	4地区の支部社協(山辺・増穂・大網・瑞穂)で、福祉協力員を対象に、研修会を行った。
3	五地区敬老会の実施 (市補助事業) 【終了】	敬老会は平成31年度をもって事業終了となった。

### 施策体系 (2) 行政や地域福祉関係団体との連携

No.	実施事業	計画期間内の実績
1	防災計画への協力	「災害時ボランティア活動マニュアル」及び「災害発生初動期における職員行動マニュアル」に基づき、引き続き、訓練を行う。
2	緊急時に備えた 関係機関との連携	令和4年3月31日大網白里市と大網白里市災害ボランティアセンターの運営設置等に関する協定を締結した。ボランティア派遣を円滑に行うために、職員及び災害ボランティアで運営訓練を継続して実施していく。

### 施策体系 (3) ボランティア活動等市民参画の促進

No.	実施事業	計画期間内の実績
1	ボランティアの人材 確保及び活動の推進 【次期重点項目】	会員の高齢化等に伴い登録ボランティアの人数及びグループ数は、減少している。 ボランティアグループの活動について、引き続き、周知していく。
2	介護支援ボランティア 事業の推進 (市委託事業) 【次期重点項目】	令和2年度・令和3年度は登録会を中止した。交流会も開催できなかったが、登録者と受入施設が、コロナ禍で、どのような活動を行っているか、アンケート調査を実施した。ほとんどの施設で、活動ができていない状況にあるが、市と連携をとりながら、推進していく。

3	災害ボランティアセンター運営への体制整備 【次期重点項目】	災害ボランティアセンター運営の訓練が必要であるので、引き続き、運営訓練を行っていく。
4	マニュアルの整備	市の地域防災計画の見直しにあわせるに限らず、毎年、マニュアルの見直しを検討していく必要がある。

### 基本目標3 一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

#### 施策体系 (1) 地域ぐるみ福祉の推進

No.	実施事業	計画期間内の実績
1	子育てサロンの充実	平成31年1月に子育て支援館、令和2年4月に子育て交流センターが開設されたので、毎月1回開催している子育てサロンへの参加は、減少している。子育てサロンの今後の運営方法について検討する。
2	高齢者の見守り活動の推進 【次期重点項目】	各支部で、高齢者の見守り活動を行った。 マニュアルによる見守りを行えていない支部は、マニュアルを整備するように努める。
3	ふれあいいきいきサロンの推進 【次期重点項目】	コロナ禍で思うように開催ができないサロンが多かった。 各地区にふれあいいきいきサロンができるように、引き続き、支部社協を中心として支援していく。
4	障がい者サロン「わくわくサロン」の開催 【終了】	毎年、同じ参加者で、新規参加者がいないことから、障がい者サロンは、開催しないこととした。
5	生活支援体制整備事業の推進 (市委託事業)	高齢者に「こすもす手帳」の配付を行い、買物困窮者向けに移動販売の体制を整えた。令和3年10月に第2層協議体の再編を行ない、各地区で第2層協議体会議を開催した。地域包括支援センターの機能強化を目的として、事業を進めていくために、市と検討を重ね、取り組んで行く。
6	第5次地域福祉活動計画の評価・見直し	地域福祉活動計画推進委員会で、前年度の事業に対し評価を行った。 地域福祉活動計画推進委員会で、前年度の事業の進捗評価を行っていく。
7	第6次地域福祉活動計画への取り組み	第5次地域福祉活動計画の評価・見直しを踏まえて、第6次地域福祉活動計画の策定を行った。

#### 施策体系 (2) 在宅福祉サービスの推進

No.	実施事業	計画期間内の実績
1	日常生活自立支援事業の推進 (県社協委託事業)	十分な判断ができない高齢の方や障がいをお持ちの方の金銭管理について、県社協の審査会を経て、契約に基づいて支援している。 介護事業所等に、制度について、更に周知する。
2	訪問介護事業・障害福祉サービス事業の推進 【終了】	数年来、赤字で運営していたが、令和元年9月末をもって事業を廃止した。
3	外出支援サービス事業の推進 【終了】	財政状況と運転協力者の不足により、平成30年度末をもって廃止した。

4	在宅介護用具等貸出事業の推進	ベッド、ポータブルトイレの貸出を取りやめ、車椅子や杖の貸出を行っている。会費が貸出事業に反映されていることの周知が必要。
---	----------------	--

### 施策体系 (2) 在宅福祉サービスの推進

No.	実施事業	計画期間内の実績
1	住民参加型有料在宅福祉サービス事業「コスモスの会」の推進 【終了】	介護事業所の廃止に伴い、令和元年9月末をもって事業を終了した。
2	住民主体による訪問型サービス (市補助事業)	地域包括支援センターから依頼のあった方に対し、ボランティアが、掃除や買い物等の軽度な援助を行う。 新規の依頼が増えていくように、引き続き推進していく。

### 施策体系 (3) 各種資金貸付の推進

No.	実施事業	計画期間内の実績
1	生活福祉資金の貸付 (県社協委託事業)	市役所や生活相談センターCるーと(生活困窮者自立相談支援事業所)等の関係機関と連携を図り、相談者の経済的自立を支援している。 県社協委託事業として継続していく。
2	被保護者等緊急援護資金の貸付 (市委託事業)	生活保護申請者の緊急的需要に対して貸付を行い、世帯の生活の安定と、自立更生の促進を図る。 市委託事業として継続していく。
3	善意銀行資金の貸付 【次期重点項目】	生活福祉資金の貸付要件が緩和されて、善意銀行貸付資金の利用が無い状況が続いている。善意銀行貸付事業の今後の運営方法について検討する。

### 施策体系 (4) 施設運営

No.	実施事業	計画期間内の実績
1	地域福祉センターの管理・運営	支部社協、ボランティア団体の利用がある。利用者の声に耳を傾け、建物の不具合が生じた際は、速やかに改善に努め、利用者の利便を図っていく。
2	福祉作業所の管理・運営 【終了】	市内の社会福祉施設、支部社協の協力のもと、地域交流を行ってきたが、市と協議の上、令和2年度末で閉所となった。
3	老人福祉センター「コスモス荘」の管理・運営	施設の老朽化を考慮し、市と調整を図りながら管理していく。 老人クラブ事業の支援体制について、見直していく。

## (2) 五支部社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会の5つの支部社協（山辺支部、増穂支部、大網支部、瑞穂支部、白里支部）は、それぞれの特色を活かした住民主体の活動を行っています。

支部社協ごとで、メンバーは異なりますが、区・自治会や民生委員・児童委員など、本会の趣旨に賛同して入会した各種団体の参画のもと、住民が住み慣れた地域で、いきいきと暮らせるよう、様々な福祉活動に取り組んでいます。

### 【支部社協で行われている様々な支部活動】

支部広報紙の発行  
支部活動の写真展  
市内の福祉施設との交流  
市内の歴史探訪  
福祉教育への取り組み  
赤い羽根共同募金運動への協力  
施設の車椅子清掃  
環境美化運動  
リサイクル資源回収  
グラウンドゴルフ大会  
ペタンク大会  
ボッチャ体験  
高齢者の見守り  
児童の見守り  
ふれあいいきいきサロンへの支援  
ふれあいさわやか運動  
ふれあいの集い・ふれあい会食会  
ふれあいバスの旅・なかよしバスの旅  
元気・悠々セミナー  
福祉まつり  
七夕まつり



### 3. 地域福祉の課題

#### (1) 地域福祉に関する情報提供や相談支援の充実

高齢化や核家族化、働き方を含めたライフスタイルの多様化に伴い、福祉ニーズも変化しており、福祉サービスなども多様化・複雑化しています。

福祉サービスなどの情報発信に努めているものの、『その内容が、市民の中で、十分に認知されていない。』という意見も寄せられています。

情報提供や相談支援においては、個人情報の適正な管理を行うとともに、地域福祉関係団体と、密接に連携を行い、適切な相談体制の確保に努めます。

地域で情報や支援を必要とする人が、必要な情報や支援を的確に把握することができるようにするとともに、地域福祉に関する様々な相談に対しても円滑に対応し、高齢者のみならず、障がい者や子育て世代も含め、生活上の困難を抱える方を、幅広く対象とする、包括的な支援体制の仕組みづくりが求められています。

#### <市民アンケート結果より>

福祉サービスの情報の入手について、十分入手できている方の情報入手先として、①『市役所の窓口や広報紙』・②『ケアマネジャーやホームヘルパー』という回答になっています。

一方で、情報の入手ができていない方が、情報発信を希望する先については、①『市役所の窓口や広報紙』・②『インターネット』という意見が多くなっています。

『市役所の窓口や広報紙』は、どちらの回答でも、情報の入手先として、期待されています。

『インターネット』での情報発信を期待する回答もあることから、より多様な機会・手段を活用した、情報発信の方法を検討していくことが求められます。

また、『今後、地域福祉を進めていくうえで、どのようなことに力を入れたらよいか。』については、①『総合的な相談窓口の整備』・②『市民と行政の連絡体制の確立』・③『福祉に関する情報提供の充実』が、上位に挙げられています。

『市民が、支えあい、暮らしやすい、まちづくりを進めるうえで、どのような協働のあり方が望ましいか。』については、①『行政と社会福祉協議会が、連携して、市民をリードしていく。』・②『区・自治会などの地域団体が、中心となって、市民の力を集めていく。』・③『行政がリードして、市民の力を集めていく。』が、上位に挙げられています。

#### <関係団体アンケート・ヒアリング結果より>

『福祉についての情報が、市民に行き届いていると思いますか。』については、過半数以上が、『いいえ』・『わからない』と回答しており、【現在、実施されている行政サービス等を知らない住民が多いので、まず、周知させることが先決。】や、【ICT化による情報発信が、主流となっているが、対応できない人が取り残されている。】との意見が挙げられています。

## (2) 地域福祉の理解向上

地域の隣人関係が、希薄化の方向に進んでおり、地域や隣人への気遣いや心配りといった、昔ながらの支えあいの意識が低下しています。

それとともに、地域の活動に取り組む意識も、希薄化しています。

地域のつながりを基本に据えた、地域づくりを進めるためには、市民一人ひとりが、地域福祉について、関心を持つ必要があります。

これを踏まえ、市民が、地域福祉について学ぶ場の整備や地域の活動に取り組む意識を醸成する場を整備することにより、地域全体で支えあう社会を目指していくことが求められています。

### <市民アンケート結果より>

『普段、近所の人と、どのような付き合いをしているか。』については、前回の結果と比べ、『家を、行き来するなど、親しく付き合っている。』は、下がってきています。

『顔が会えば、立ち話をする。』は、同割合の回答です。

『挨拶を交わす程度。』も、下がってきています。

『ほとんど、付き合いは、ない。』と答えた方が8.4%で、その多くが、『仕事や家事育児などで忙しい。』・『あまり関わりを持ちたくない。』と、回答しています。

『近所の方と、今後、どのような付き合いをしていきたいか。』については、『もっと付き合いを広げたい。』が9.5%。『今のままでよい。』が86.7%になります。

『地域で、高齢者や障がい者、子育てなどで、困っている家庭があった場合、あなたにできること。』については、①『安否確認の声かけ』・②『ごみ出し』・③『買い物』・④『趣味などの話し相手』・⑤『草むしりや庭の掃除』が、挙げられています。

### <関係団体アンケート・ヒアリング結果より>

活動中の課題として、①『高齢者世帯（ひとり暮らしや夫婦のみ等）や、その他の支援を必要とする人の住まいなどの情報が得にくい。』・②『地域で交流する機会がない。』・③『地域住民同士の支えあい・助けあいの意識が低い。』という課題が挙げられています。

子育て・高齢者・障がい者・その他の各分野で、『地域で孤立しているケースをご存知ですか。』については、各分野とも、『孤立のケースを知っている。』に回答があり、『地域で、声かけなどの見守りができているか。』については、各分野とも、『いいえ』・『わからない』が、過半数以上を占めています。

【個人情報については、個人情報保護に関する法律は尊重すべきだが、柔軟な対応がないと、地域コミュニティの向上が図れない。】や、【地域福祉について、市民に周知させるために、積極的に地域（区・自治会等）へ出向き、直接、説明会を設けるべき。】との意見が挙げられています。

### (3) 市民や地域福祉関係機関との連携

区や自治会、民生委員・児童委員連絡協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、中核地域生活支援センターなど、様々な地域福祉関係団体が、地域福祉の活動を担っていますが、その活動内容は、十分には浸透しておらず、担い手の不足も課題になっています。

地域福祉は、公的サービスの充実だけでは、十分な福祉ニーズを満たせません。

市民や関係団体が、一体となって、身近な人の見守りや手助けといった活動を、地域ぐるみで行っていくことが重要です。

身近な地域の中で、支えあいの仕組みづくりを進めるためには、社会福祉協議会等の地域福祉関係団体の活動内容を積極的に周知することと併せ、活動への参加者を確保していくことが求められています。

市民の方々が、まずは、自分のできるところから、一歩ずつ始められるよう、気軽に参加することができる、ボランティア活動の体験機会の情報提供や創意工夫ある啓発の取り組みが必要です。

#### <市民アンケート結果より>

『今までに、地域で、支援してもらったことがありますか。』については、『支援してもらったことがない。』が81.1%で、前回と同様、突出して高くなっています。

一方で、『地域で、支援してもらったことがある。』の回答内容は、①『安否確認の声かけをもらった。』・②『趣味などの世間話をもらった。』が、挙げられています。

『地域の中で、困っていることはありますか。』については、①『役員のなり手不足』・②『地域の活動が盛んでない』・③『祭りなどの地域行事の衰退』・④『空家の増加』と、なっています。

『地域住民が、取り組むべき課題や問題として、どのようなことがあるか。』については、①『防犯や防災など地域の安全を守ること。』・②『高齢者世帯の生活支援』・③『高齢者の社会参加や生きがいづくり』と、なっています。

具体的には、①『防犯灯の充実』・②『自治会活動の充実』・③『高齢者の移動支援・家事支援の充実』が、挙げられています。

#### <関係団体アンケート・ヒアリング結果より>

『他の団体や地域住民との交流・連携について、どのように考えるか。』については、ほとんどの団体が、『活発にすべき』と、回答しています。

『前回調査と比較して、団体同士の交流は進んでいますか。』については、子育て・高齢者分野では、『いいえ』・『わからない』が、過半数以上であるのに対し、障がい者・その他分野では、『はい』が、過半数以上の回答となっています。

『前回調査と比較して、活動が、地域で、より認識されていますか。』については、過半数が、『はい』と、回答しています。

## (4) ボランティア活動の促進

ボランティア活動は、地域福祉を進める上で重要ですが、高齢化や核家族化が進む中、ボランティア活動の意識に変化が生じており、関心が低下しています。

今後は、ボランティア活動への参加を促すとともに、ボランティア活動が、地域の中で活発に行われるよう、具体的な支援を効果的に行う体制づくりが必要です。

地域で活動する団体と連携し、市内のボランティア活動の把握・情報交換といった取り組みを行い、市民がボランティア活動の情報を得やすくなる工夫やボランティア活動団体との交流や体験の取り組みを通して、効果的に人材育成を行なう支援が求められています。

### <市民アンケート結果より>

地域活動への参加については、①『区や自治会の活動』・②『趣味のサークル』・③『スポーツ活動』・④『公民館活動』の回答順となっています。

『活動に取り組んでいるか。』については、『現在も参加している。』が16.7%。

『以前参加したことがあるが、現在は参加していない。』が17.6%。

『関心はあるが、参加したことはない。』が33.7%。

『関心もないし、参加したこともない。』が24.2%となっています。

『今後、地域活動やボランティア活動に、どの程度、取り組んでいきたいか。』については、『機会があれば、取り組んでもよい。』が43.5%、『できるだけ、取り組んでいきたい。』が11.5%となっています。

『どのような条件であれば、活動・参加したいと思いますか。』については、①『気軽に参加できる』・②『身近なところで活動できる』・③『活動時間や曜日が自由』の回答となっています。

『今後、してみたい地域活動やボランティア活動は何ですか。』については、①『周辺環境を整備する活動』・②『地域の安全を守る活動』・③『特技や趣味を活かした交流活動』・④『地域を元気にする活動』の回答となっています。

### <関係団体アンケート・ヒアリング結果より>

『活動や運営にあたって、課題となっていること。』については、『人材の確保が難しい。』が、ほとんどの団体で挙げられている回答となっています。

『前回調査と比較して、団体活動への参加者は増えていますか。』については、『いいえ』・『わからない』が過半数以上、『前回調査と比較して、活動の中心となるリーダーは増えていますか。』については、『いいえ』・『わからない』が過半数以上の回答となっています。

【地域資源のマッチングと全体的な方向性、計画性、実行と継続を指南する人材の確保が大切だと思う。】・【市民の中には、自分からボランティアに参加しようと思う人が少なく、声をかけられれば、参加して出て来るという方が多いように思う。】・【子供の頃から、ボランティアに興味を持つように育てられたらいいと思う。】との意見が挙げられています。

## (5) 地域ぐるみの安全・安心の確保

高齢化に伴うひとり暮らし高齢者の増加や、子どもや高齢者を狙った犯罪の増加、さらに、先の東日本大震災の経験から、防犯・防災による安全で安心なまちづくりへの関心が高まっています。

犯罪抑止や虐待防止等においても、日頃から、地域ぐるみの取り組みが重要です。

今後は、地域の安全・安心の確保を一層充実させるために、地域ぐるみの防犯対策・防災活動や見守り活動の一層の充実を図るとともに、地域のつながりを大切にして、災害時には、避難行動要支援者を確実に助けることができる体制づくりを構築していく必要が求められています。

### <市民アンケート結果より>

市民アンケート結果では、『地域住民が取り組むべき課題や問題』として、①『防犯や防災など、地域の安全を守ること。』の回答が21.6%と、最も多くなっています。

『家庭で、災害の備えをしていますか。』については、『はい』64%。

『日頃から、防災訓練に参加していますか。』については、『いいえ』77.5%。

『災害などの緊急時に、避難所への誘導の手助けが必要ですか。』については、10.4%が『はい』と回答しています。

『災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がいのある人など、避難行動要支援者の避難の手助けができますか。』については、34.6%が『はい』と回答しています。

『シェイクアウト訓練を知っていますか。』については、『いいえ』・『わからない』が73.8%となっています。

### <関係団体アンケート・ヒアリング結果より>

『活動している中で、大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある。』については、9.6%の回答となっています。

『通学路における安全対策など、防犯対策に不安がある。』については、全体では、5.8%の回答ですが、子育て分野においては、16.7%の回答となっています。

『前回調査と比較して、災害時の避難支援が必要な要援護者の把握は進んでいると思えますか。』については、『いいえ』・『わからない』が75%を占めています。

【防災を重視し、日頃からの住民参加の減災活動、防災活動計画、ロードマップの策定をお願いしたい。】・【行政とタイアップした自然災害対応策。特に、福祉避難所の組織・運営等に関わる現場の実践体制整備は、必須と思われるため、具体的な取り組みが必要。】との意見が挙げられています。

## (6) 適切な支援の提供

今般、高齢化や少子化が進む中、育児と介護が同時に必要なダブルケアや、ニートやひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し孤立する8050問題、住民同士のつながりの希薄化による、孤独死・社会的孤立・児童虐待・DV・ヤングケアラー等、世帯の中で、課題が多様化・複雑化してきています。

従来の制度や法の枠組の中では、十分に対応できない、制度の狭間にある問題や複数の分野にまたがる、多様化・複雑化した問題に対応するため、地域の多様な団体と、連携・協働して、見守り、どんな相談にも寄り添い、解決に向けて支援することを、重層的に推進していく支援体制の構築が必要となっています。

### <市民アンケート結果より>

『あなたは暮らしの中で、相談や助けが必要な時、誰に頼みたいと思いますか。』については、①『家族』・②『知人友人』・③『親戚』に次いで、④『市の相談窓口や職員』となっています。

地域の満足度について尋ねた中で、福祉・保健サービスや相談体制については、『満足』2.9%、『まあ満足』7.5%、『普通』64.3%となり、合計で74.9%が肯定的に捉えています。

『地域福祉を進めていくのに、どのようなことに力を入れるべきと考えるか。』については、①『総合的な相談窓口の整備』が38.6%と最も多く、次いで、②『市民と行政の連携体制の確立』が37.8%、③『福祉に関する情報提供の充実』が34.9%となっています。前回調査から大きな変化はありません。

【市や団体が様々な相談窓口を設けているが、受付窓口が相談者にワンストップで、支援につなげていくことが必要。】・【相談を待っているだけでは、相談に来る人は、ごく一部だと思う。こちらから足を運び、聞いていくことも必要。】・【スマホの普及率が高くなっているので、マッチングアプリを活用した支援の取り組みをする。】との意見が挙げられています。

### <関係団体アンケート・ヒアリング結果より>

『前回調査と比較して、多様で専門的な相談体制ができていると思いますか。』については、『はい』35%、『いいえ』25%、『わからない』40%となっています。

『前回調査と比較して、相談しやすい環境整備ができていると思いますか。』については、『はい』30%、『いいえ』20%、『わからない』50%となっています。

【いろいろな団体が、ひざを交えて、話し合う機会が必要。】との意見が挙げられています。

## (7) 地域福祉座談会の結果の概要

### ①地域福祉座談会の概要

本計画の策定についての周知と、策定に向けての意見交換を目的に、地域福祉座談会を市内5地区に分けて実施しました。地域福祉に関する様々な意見が交わされ、本市における地域福祉の諸課題や取り組みの方向性が議論されました。

地 区	実施場所	日 程
山辺地区	農村ふれあいセンター	令和5年1月21日(土) 令和5年2月18日(土)
増穂地区	社会福祉協議会 増穂支部事務所	令和5年1月29日(日)
大網地区	福社会館	令和5年2月10日(金)
瑞穂地区	大網白里市第二分庁舎	令和5年1月7日(土) 令和5年2月4日(土)
福岡・白里地区	老人福祉センター	令和5年1月4日(水) 令和5年2月1日(水)

### ②地域福祉座談会での主な意見（上段:課題・下段:解決策）

#### 山 辺 地 区

【子育て分野】 課題と解決策
山辺地域では、子どもが少なくなりすぎているのが課題。 行政とも協力して若い世帯を受け入れやすい環境を作ってみてはどうか。 例えば、空き家を格安家賃で提供し、地域として、子育てサポートを充実させるなど。
【高齢者分野】 課題と解決策
緊急キット・緊急通報装置の対象年齢、金額、申込の方法がわからない。 大切な情報は回覧板にて常時周知や市のホームページに掲載されていることを周知。 出前講座で高齢者福祉サービスを依頼するなどしてはどうか。
アパートの人達の把握が難しい、何かしようとしても困ってからでないとい何もできない。 また、徘徊者や近所の方々と関わりもなく、被害妄想的な方への対応も課題。 市役所や民生委員に相談し、見守りは緩やかな見守りでも良いのではないかと。 QRコード付きラベルシールを利用した高齢者見守りサービスの周知。
コロナ禍で、外出しなくなり、運動不足で家の中で転倒して怪我をする人が増えている。 季美の森のスーパーは、商品を届けるだけではなく、話し相手にもなっている。 移動販売や地域の店が、地域でつながっているとよい。

ふれあいいいきサロンは「気軽に歩いて行ける範囲」が基本となっているが、参加者の高齢化により、安心安全に移動できる距離が短くなっており、車両による送迎がないと参加できない方もいる。

見守り等のネットワークづくりが必要、行政等が間に入っていると安心感がある。

高齢者2人暮らしで、一方が救急搬送され、もう一人が残されてしまうような場合、建前上は、市に連絡すれば良いとなっているが、市側もすぐに対応できるとは限らず、翌日になることも多いと聞いている。これは、ケアマネであっても同様である。勤務時間外であり、対応できないのが実情。

朝までの数時間の付き添いや見守り程度のボランティア（有償でも）に、対応できるような集団や組織体制を作ってはどうか。昔は、遠くの親戚より、近くの他人と言っていたが、今は、地域の隣人関係が希薄化の方向に進んでおり、気遣いや心配りといった、昔ながらの支えあいの意識が低下している。近隣でのつながり、声掛け（お隣さんと親しくなる）、挨拶、自治会の存在を有難くする取り組みが必要。

### 【障がい者分野】 課題と解決策

夜間、福祉的なサポートが必要な場合の体制が整っていない。

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、「合理的配慮」・「意思決定支援」など、障がいに関する理解や権利擁護について、より積極的に取り組む必要性を感じている。「合理的配慮」は、福祉的なボランティア活動を行う上でも知っておかなくてはならない事項であり、住民が地域で様々な活動を行うときであっても、住民一人ひとりがしっかりと理解しておくべき内容で、啓蒙活動・啓発活動が必要である。

### 【防災分野】 課題と解決策

災害ボランティアセンターが、平常時から何らかの研修を行った方が良い。

各地区の自主防災組織とネットワークが作れるとよい。  
市内で災害が発生した場合、被害が少ない地区の自主防災組織が、被害が大きい地域への復旧支援活動に協力するなどの連携も可能となる。

災害ボランティアセンターが実際に立ち上がった際に、集まったボランティアを、各作業場所まで、移送する車両が足りないのではないか。

災害時に道先を案内するのは、地域の人しかできない。  
高齢者、女性では厳しいので、若い人を育てるために、区長会を含めて進めた方がよい。市内の農協、スーパー、介護施設、飲食店、旅館などの送迎用の車両を借りられるように連携をはかり、ボランティアの送迎用に活用できるようにして欲しい。

災害時において、区長・自治会長なしでは、行政の支援を受ける事は難しい。

区長会と社協で共同支援ができる様、平時からの研修・会議実施の行政支援が必要。  
災害時における連絡表（紙一枚程度）のようなものを、各家へ配布（行政）が必要。  
災害時の受け口を一本化。（2019年災害時は混乱し、都度、対応に追われた。）

誰でも、基本は自助、自分を守ることが大事。その後、自発的に行われる共助。

季美の森地区の家庭には、青フラッグがあり、災害後、無事であれば玄関に出すというルールがあるので、立ててない家を積極的に支援するルールがある。

<b>【その他分野】 課題と解決策</b>
支部社協は、催事をするだけではないはずだが、現状は、催事計画に沿って活動しているように思える。
地域支援に力を入れてみるなど、地域住民と協力して、その地域の課題に対して、一緒に取り組むような活動があってもよいのではないか。支部社協と地区とが連携して取り組めるメリットがある。

## 増穂地区

<b>【子育て分野】 課題と解決策</b>
自分の地区に何人子どもがいるか分からないため、見守りができない。 個人情報ということで連絡網もないため、子どもの友だちが、どこの地区か分からないことが多い。
個人情報保護に関する法律の研修会や個人情報の扱い方を検討するべき、必要などころに必要な情報の開示を望む。
<b>【高齢者分野】 課題と解決策</b>
免許返納後の日常の買い物が困難。特に洗剤やトイレットペーパー等の大きい物、重い物を買に行けない。また、お金をおろしに行くことが困難、自分の子どもたちも嫁ぎ、近くに頼れる人がいない。
高齢者お役立ち情報誌こすもす手帳の利用、移動販売の利用、日常生活自立支援事業の利用、生協や通販の利用。
<b>【障がい者分野】 課題と解決策</b>
障がい者や犯罪者への偏見も多く、周囲の理解が不足している。 障がい者と思っていなくても相手に伝わってしまう。
社会を明るくする運動の周知。運動を理解することで、隠さないことで周囲の気配り、理解につながるのではないか。当事者の立場では言いにくいこともあるため、何かお困りのことはあるか、お手伝いできることはあるか伺い、無理強いはしないようにする。
<b>【防災分野】 課題と解決策</b>
災害情報が遅い。自主防災組織が成り立っていない。 区長、自治会長は1年交代のところが多い。 農家には、災害時に必要なスコップ等を持っている世帯が多いのではないか。 災害ボランティアセンターでは、それ以外の資機材の備えをしておくべきである。
区・自治会で助け合えるよう、災害や非常時に備えた訓練や備品の管理を行う。 自主防災組織と市の連携、マニュアルの強化。
<b>【その他分野】 課題と解決策</b>
自治会に入ってくれるが、役員の担い手がいない。そのため、負担の過多が起き、自治会の存続危機につながっている。地域の祭り、コミュニティの場が少ない。
自治会へ未加入の方へ、加入の必要性を理解してもらおう為、例えば、区や自治会に入っ

ていないと、何かしらのサービスが受けられない等のデメリットを作るべき。
車がないと生活できず、交通不便である。コミュニティバスも乗車率が悪く、頻繁には来ない。コミュニティバスは、色々な所へ停車するため、駅まで行くにも時間を要する。
NPO法人大網お助け隊の利用や民間事業の利用。
社協の存在やどのような事業を実施しているか知らない人が多い。
社協の事業の周知方法の工夫、改善をしていく。

## 大網地区

<b>【子育て分野】 課題と解決策</b>
子ども会の減少や近隣に子育て世代がないので、地域との交流がなく、同世代の悩みや相談ができない。個人情報保護が優先し、学校との連携や交流に支障がある。
様々な福祉行政の連携が取れていない、連携の必要性がある。 総合的・計画的に、地域に出向き説明する機会（出前講座）の活用。 過剰な個人情報保護で、問題が大きくなる迄、困っている内容の実態が分らない。
<b>【高齢者分野】 課題と解決策</b>
親子の別居→高齢者世帯の増加→独居の増加という傾向にある。 近隣との付き合いの希薄化や区・自治会からの脱会が目立つ。 公共交通が不十分なので、外出（買い物・通院等）の機会が減少する。
お互いが支えあえる地域を目指し、行政・市民が一体となり、真剣に取り組む。 高齢者が、安心して歩ける歩道や気軽に出かけたいと思える公園の設置。 地域の安全・安心の確保を一層充実させるために、防犯カメラの設置の推進。
<b>【障がい者分野】 課題と解決策</b>
障がい者や避難行動要支援者への支援者や優しい施設や環境作りが必要。
様々な福祉行政が、周知されていないので、出前講座を活用してもらい、地域に出向き、福祉施策を説明する機会を増やす。 障がい者や高齢者等が安心して歩けるバリアフリーの段差のない歩道の設置。
<b>【防災分野】 課題と解決策</b>
空き家の増加が見受けられる。 災害時の社協の役割や自主防災組織の活動の周知が不足している。
民泊や空き家を生かした農業体験の取り組みを実施したり、市の魅力（県庁所在跡地や檀林等の歴史的遺産や交通の利便性や自然環境）を積極的にPR発信する。 平時から、社協と自主防災組織の連携を図り、防災訓練等の活動を通して、避難行動要支援者への安否確認や避難誘導のソフト面の充実が望まれる。
<b>【その他分野】 課題と解決策</b>
社協の認知度が低く地域活動への参加者がいない。区や自治会の役員のなり手がいない。
区や自治会の存続を地域に任せるだけでなく、行政等が率先し、加入促進を図る。 区や自治会の実態を把握し、個人・市等としてのメリット等を明確化する。

区長会や市民活動等の行事は、土日で開催することで、参加者の増加につながる。  
ひいては区長を引き受ける現役世代も増える要素がある。

## 瑞穂地区

【子育て分野】 課題と解決策
<p>子どもの教育と子どもの社会活動参加。</p> <p>子どもの教育について、食育や社会活動参加意識を子どもの頃から形成すべき。 子どもの成長の過程で、大きな糧になり、大人の団体と一緒に活動することで、礼儀作法を学び、互いに異世代交流を図ることで、つながりを生むことにつながる。</p>
<p>子どもの子育てには相談窓口があるが、中高生の子育てや、親自身の相談先がない。</p> <p>相談窓口の周知やコミュニティの場を設置し、連絡先・調整役をはっきり市民へ伝える。</p>
【高齢者分野】 課題と解決策
<p>独居老人や寝たきりの高齢者が、どの家庭に居住しているのかわからない。</p> <p>近所に住んでいる高齢者を把握する。自治会長等も自治会の高齢者等を把握する。</p>
<p>通院や買い物への交通手段の不足。</p> <p>NPO法人大綱お助け隊の利用や民間事業の利用。</p>
【障がい者分野】 課題と解決策
<p>障がいも経験がないと、相談の場がわからない。</p> <p>病院・施設の活用、連絡先、調整役をはっきり市民へ周知。</p>
【防災分野】 課題と解決策
<p>強風や降雪による電線、電話線の切断時の対応。</p> <p>所有者へ木々の手入れをしてもらうか、手に負えない場合は、企業・自治体で伐採、枝打ちを行い、日ごろからライフラインの確保に努めることが必要。</p>
<p>防火、防災については、最終的には個人で解決するしかない。</p> <p>防災PRと防災訓練の周知・実施。</p>
【その他分野】 課題と解決策
<p>自治会の役員になりたくないのに、自治会を退会してしまう。</p> <p>自治会の役割や意義を説明し、理解してもらい、後継者作り、仲間作りが重要。 街に残りたい・戻ってきたいと思うような街でなければ、貴重な人材は流出してしまう。 ボランティア活動の課題は、仕事との両立、それが担い手不足の一因と考える。</p>
<p>担い手（後継者）づくり、若手が区・自治会や社協の役員になって欲しい。</p> <p>制度の周知、イベントの周知など、情報の不足があるので、自治会や社協の活動をもっとPRして必要性を訴え、後継者づくり、仲間づくりが重要。 住民は何かのきっかけを求めていることが窺える。</p>
<p>空き家問題について。</p> <p>所有者の把握（調査）を実施し、地域内（自治体）で情報共有を望む。</p>

瑞穂地区の様々な悩みに対する相談窓口の必要性。
コミュニティの場の設置、悩む前に憩いの場があれば、未然に解決ができるのでは。

**白里地区**

<b>【子育て分野】 課題と解決策</b>
子育て環境の充実。
安心・安全な環境（防犯・通学路の地域ぐるみの見守り・子ども110番の家支援活動）と、子育ての各種支援制度の充実（ファミリーサポートセンターや子育てに必要な社会インフラの整備含む）を望む。
<b>【高齢者分野】 課題と解決策</b>
買い物が不便。
元スーパーハヤシの店舗や敷地を借りて、区画割りし、個人が出店し、市（いち）の様な事が出来ないか、或いは、白里遊楽市の活性化（曜日、時間制限の緩和）。移動販売車の増便（他の販売車も呼んで品数など、バリエーションを増やす）。
移動が不便。
「はまバス」の様に線の動きではなく、自宅と目的地を点で結ぶサービスの導入（タクシー券の交付等）が必要。
高齢者の安心・安全。
市の緊急通報システムの利用拡大（令和5年1月現在：270台の貸し出し）を望む。地域ぐるみの見守り、サロンや老人会で安否確認、認知症サポーターや民間の見守りサービスの利用の必要性、地域医療の充実（無医村化の歯止め）の必要性。
<b>【障がい者分野】 課題と解決策</b>
障がい者が安心して外出できる環境づくり。
車椅子移動へのバリアフリー・ユニバーサルデザイン対応（段差・傾斜の解消、エレベーターの整備、トイレ対応、乗り物の乗降など）が必要。視覚障害へのバリアフリー・ユニバーサルデザイン対応（点字表記、点字ブロックなど）が必要。
<b>【防災分野】 課題と解決策</b>
自主防災組織の推進。
自主防災組織の拡大と住民参加の訓練回数の増加。災害ボランティアセンターの訓練時に自主防災組織の訓練も実施し、情報の共有や連絡等、内容の充実を図る。
災害ボランティアセンターの充実。
訓練の充実（訓練回数の増加）。ボランティアリーダーの育成。
<b>【その他分野】 課題と解決策</b>
各項目の課題の共通の原因の一つとして、核家族化が進み、家族の関係性が希薄になってきたことも挙げられる。
「3世代同居、隣居、近居」にかかる支援制度（千葉市、船橋市、茂原市、山武市、長生村を参考）の実施が望まれる。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

ふれあい 支えあい 助けあい が広がる  
“あい” にあふれるまち  
～ 踏み出す一歩が 地域をかえる ～

本計画については、第3次大網白里市地域福祉計画と基本理念・基本目標を共有し、行政と密接に連携して、共に支えあい、誰もが安心して暮らせる福祉できずくまちづくりの実現をめざし、大網白里市の地域福祉を推進してまいります。

基本理念には次の意味が込められています。

「ふれあい」・・・以前には、ごく当たり前のように盛んに行われていた近所づきあいや住民同士の交流を再び活発なものにする。

「支えあい」・・・すべての人にとって暮らしやすい地域社会を実現するため、行政や福祉関係者による各種福祉サービスの提供を含めた、公助共助のあらゆる取組みを推進する。

「助けあい」・・・住民同士のつながりや連携、福祉関係団体の活動を通して、人と人とがやさしい心で助けあえる地域社会の実現をめざす。

そして、「“あい” にあふれるまち」の“あい”は、3つの「あい」と「愛」をかけており、「ふれあい」「支えあい」「助けあい」に限らず、「認めあい」や「励ましあい」「出会い」「となりづきあい」「わきあいあい」など様々な形の“あい”の行動が、人と人を結ぶ架け橋として醸成しながら進化し、「愛」が育まれた、地域社会を構築する原動力になるものと考えられることから、基本理念としました。

## 2. 計画の基本目標

### <基本目標 1>

必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち

- ・サービスや支援を必要としている方が、適切な形で福祉サービスや支援を受けられるようにしていくためには、まずは、福祉に関する情報を把握することが必要です。地域福祉の情報を、きめ細やかに提供・発信できるよう努めるとともに、誰もが気軽に相談できる包括的な相談支援体制の構築に努めます。
- ・地域福祉の出発点は、近所づきあいをはじめとする人と人とのつながりです。また、市民一人ひとりが、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。地域福祉のさらなる推進に向けて、地域福祉に対する理解を醸成していくなかで、差別のない、互いに理解しあえるやさしいまちをめざします。

### <基本目標 2>

つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち

- ・市民同士がつながりを深め、主体的な参加のもと、市民と行政、団体との協働やボランティア活動などを通して、共に支えあうことができる、よりよい地域づくりをめざします。
- ・社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の関係機関との協働・連携により、市民の手で行われる様々な地域活動やボランティア活動の活性化を図るとともに、将来の地域福祉の担い手となる人材の創出と育成に努めます。

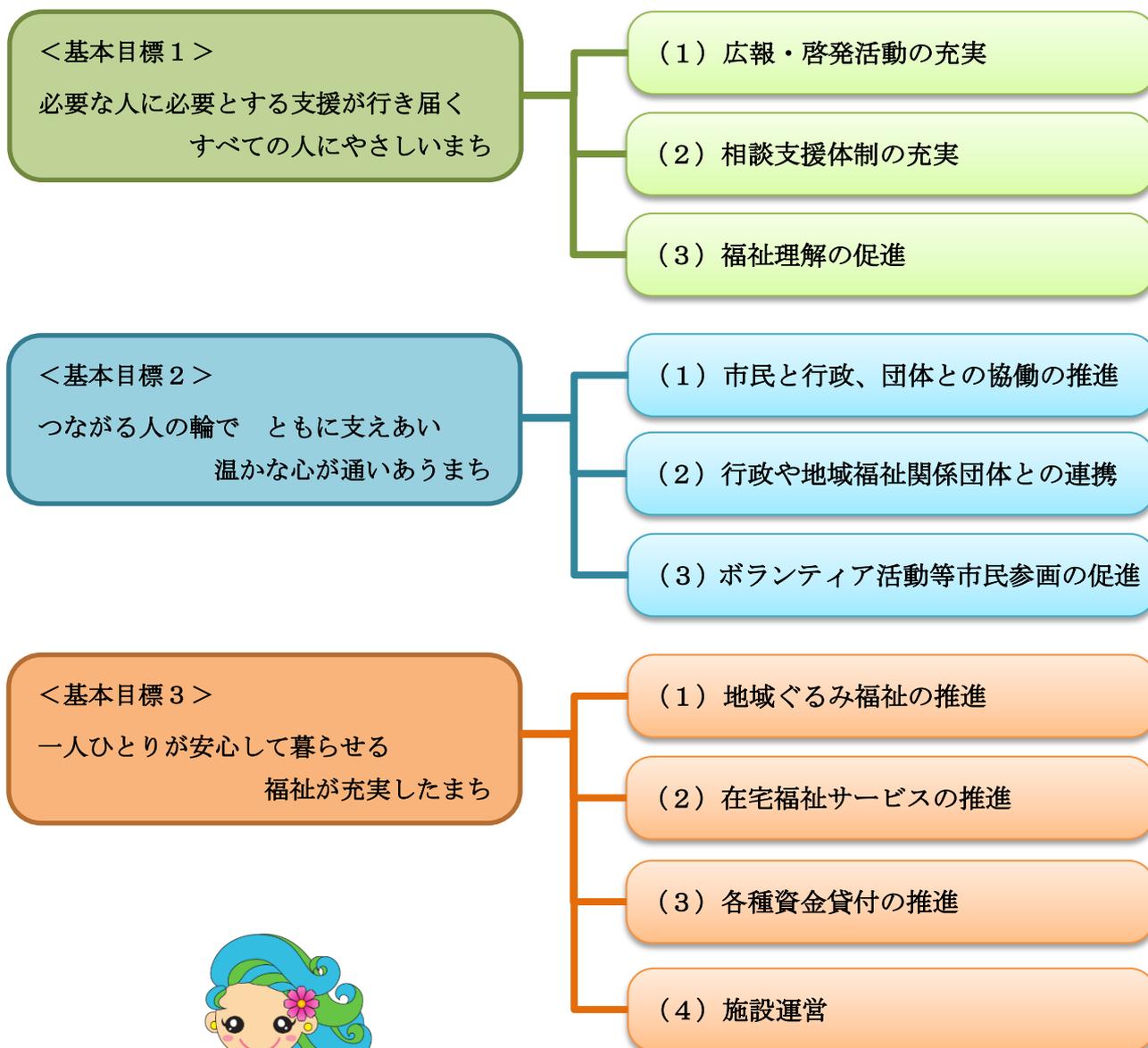
### <基本目標 3>

一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

- ・誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会づくりを進めるために、身近な生活環境が充実し、住みやすさが実感できる環境整備に努めます。
- ・防災・防犯対策など地域の安全・安心を向上させていくとともに、一人ひとりが地域で活躍できる場の創出や活動しやすいまちづくりに努めます。
- ・福祉関係諸制度によるサービスの整備・充実に取り組むとともに、福祉制度の狭間で各種サービスを十分に利用できない人にも適切な支援が届くよう提供体制の整備に努めます。

大網白里市地域福祉活動計画では、3つの柱（基本目標）を基に、次の体系に沿って地域福祉の推進を図ります。

施策体系の具体的な取り組みについて、新規の取り組みについては（新規）、重点的な取り組みについては（重点）と記載しております



### 3. 地域共生社会について

かつて地域では、相互扶助や家族同士の助けあいなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支えあいの機能が存在しました。

社会の様々な変化により、地域や家庭の役割の一部を代替する必要性から、高齢者、障がい者、子どもなどの、対象ごとに、社会保障制度の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきました。

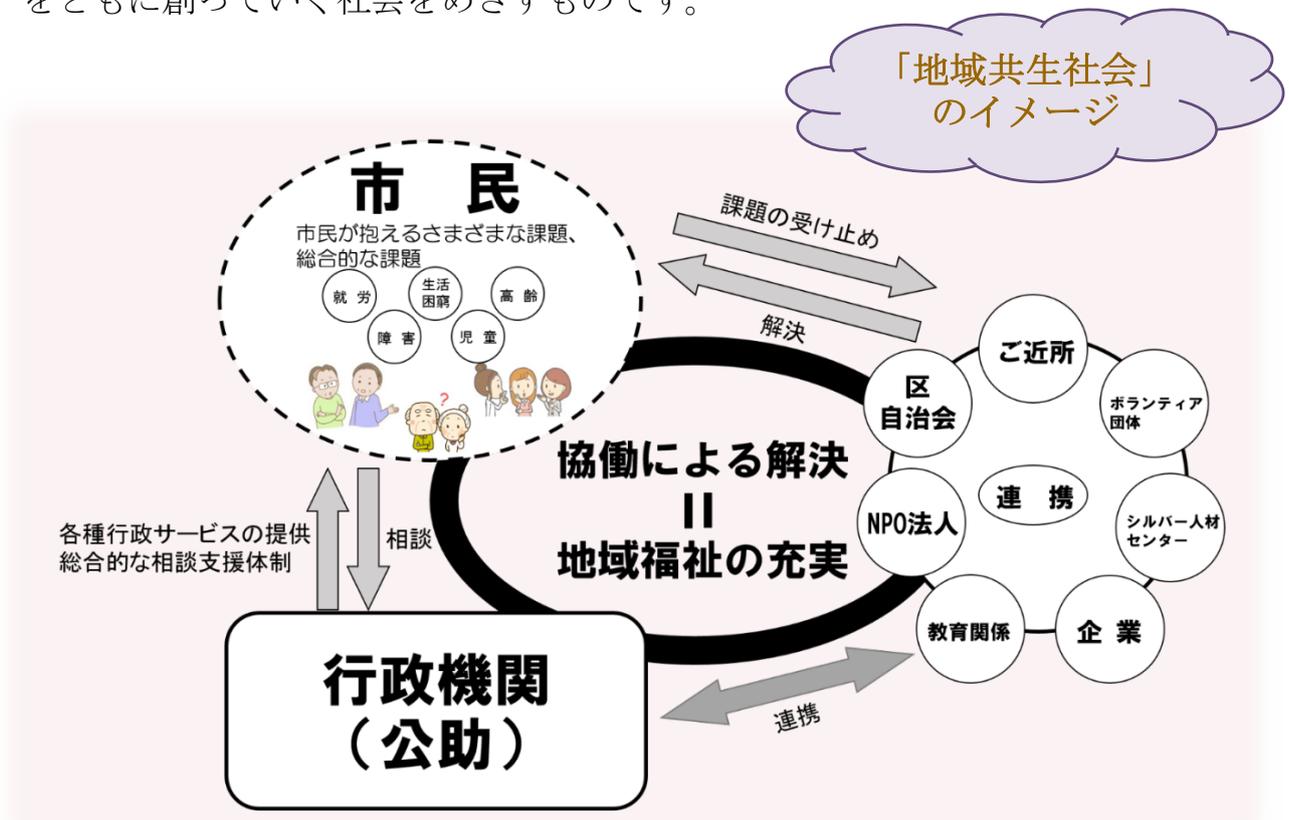
現在、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場で、支えあいやつながりが弱まっています。

また、人口減少により、地域社会では、経済活動の担い手の減少を招いており、耕作放棄地、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。

地域社会の存続への危機感が高まる中、社会保障や産業などの領域を超えて、多様な主体がつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して、重要となっています。

さらに、対象者別に整備された公的サービスについても、様々な分野の課題が、複雑化していることや、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援が必要となっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野の『縦割り』や「支え手」・「受け手」という関係にとらわれず、市民は、もちろん、地域の様々な主体が、地域づくりに参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。



## 4. 重層的支援体制整備事業について

社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月に施行されました。

重層的支援体制整備事業とは、市町村における、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ「属性を問わない相談支援」、Ⅱ「参加支援」、Ⅲ「地域づくりに向けた支援」を、一体的に実施するものです。

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会を実現するための、新たな取り組みのひとつです。

大網白里市では、第3次大網白里市地域福祉計画において、分野横断的な事務体制の推進等、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を行ってまいります。

### 「重層的支援体制整備事業」のイメージ

#### 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

#### 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※Ⅰ～Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する。  
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる。  
 (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる。

【厚生労働省資料より抜粋】

## 第4章 社会福祉協議会の取り組み

### <基本目標1>

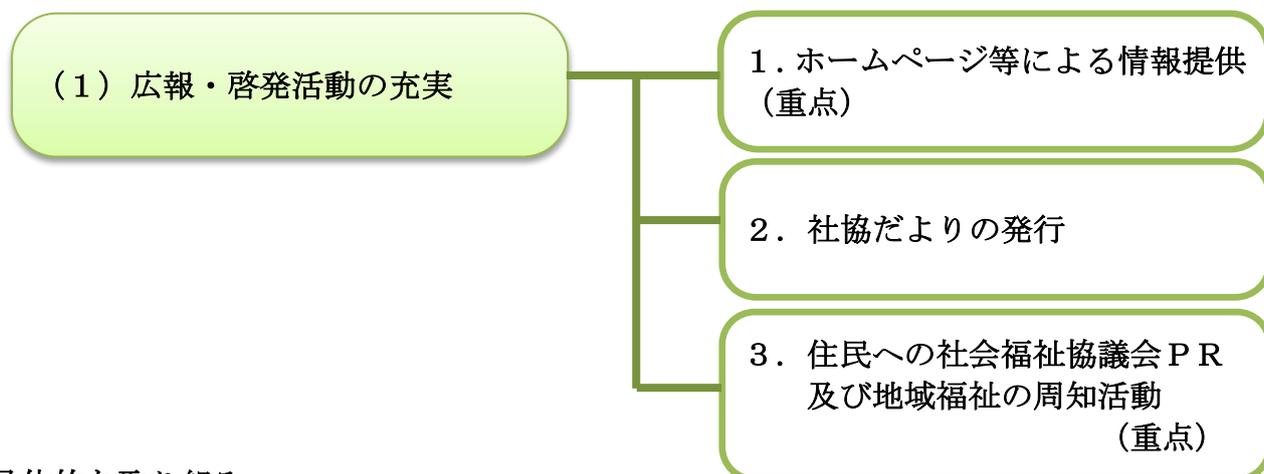
必要な人に必要とする支援が行き届く  
すべての人にやさしいまち

#### (1) 広報・啓発活動の充実

年齢や障がいの有無等に関わらず支援を必要としている人が、欲しい情報を的確に得ることができるように、住民一人ひとりの個人情報の適切な管理を踏まえた情報提供の支援体制を充実するとともに、地域福祉活動の情報の更なる周知を推進します。

市民アンケート調査からも、社会福祉協議会の活動がよく浸透していないため、広報紙、ホームページ等を活用して、さらに、広報・啓発に努めます。

#### 施策体系



#### 具体的な取り組み

##### 1. ホームページ等による情報提供 (重点)

ホームページに社会福祉協議会の事業の紹介を掲載するとともに、子育ての情報、障がい者（児）向けの情報、高齢者向けの情報、ボランティアの情報、医療機関の情報など、地域福祉に関する情報提供に努め、SNSの活用にも努めます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ホームページ等による情報提供 (重点)	随時更新	→	→	→	→

## 2. 社協だよりの発行

広報紙「社協だより」を発行し、支部社協やボランティアの活動をはじめ、社会福祉協議会が行なう事業について、住民の皆さんにお知らせします。

社会福祉事業関連の情報を掲載し、若者から高齢者まで、多くの住民へ社会福祉・地域福祉を魅力的に周知できる広報紙づくりを目指します。

また、随時、配布方法の検討を行います。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
社協だよりの発行	年6回	→	→	→	→

## 3. 住民への社会福祉協議会PR及び地域福祉の周知活動（重点）

市民アンケート調査の結果を見ても、社会福祉協議会の認知度は、まだまだ、高いとは言えません。

市民の皆さんに社会福祉協議会の活動を知ってもらい、参加、協力してもらえるように、「社協だより」やホームページなど、多様な広報媒体を活用することに加えて、各種イベントの運営、協力、参加を通して社会福祉協議会の活動について周知活動に努めます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
住民への社会福祉協議会PR活動 及び地域福祉の周知活動（重点）	実施	→	→	→	→

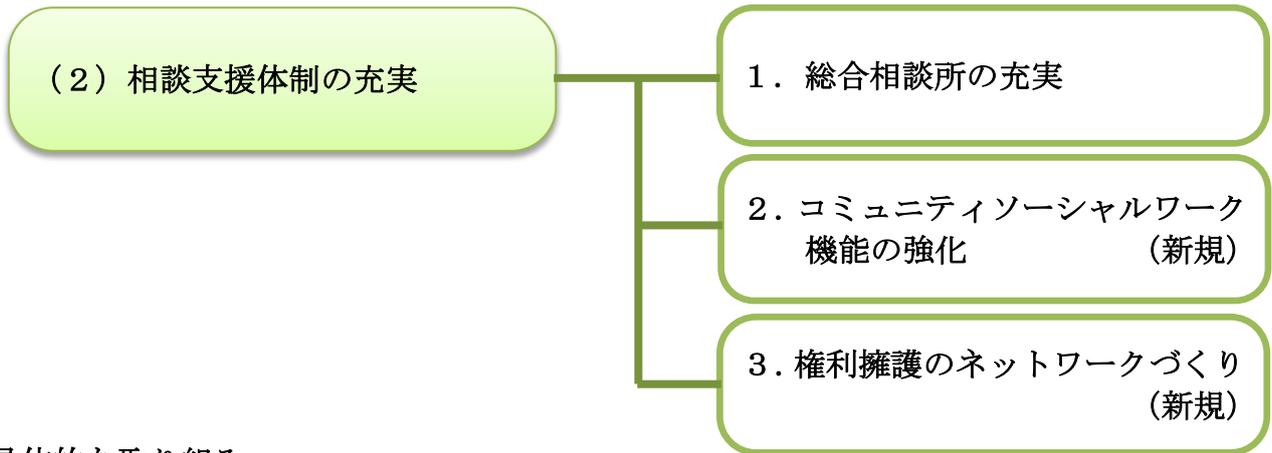


## (2) 相談支援体制の充実

住民が困った時などに、いつでも相談でき、適切な支援が受けられるよう、分野横断的な総合相談事業の充実に努めます。

個々の状況に応じて、必要な支援を的確かつ包括的に支援できるよう適切な相談体制の確保に努めます。

### 施策体系



### 具体的な取り組み

#### 1. 総合相談所の充実

心配ごと相談・法律相談・税務相談・心の相談の身近な相談窓口として、住民の方々の様々な悩みやトラブル等の解決に向けた相談体制の充実に努めます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
総合相談所の充実 (心配ごと相談・法律相談・税務相談・心の相談)	実施	→	→	→	→

#### 2. コミュニティソーシャルワーク機能の強化 (新規)

コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、地域共生社会の実現に向けて、多様化・複雑化した問題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制の構築を図ります。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
コミュニティソーシャルワーク機能の強化 (新規)	実施	→	→	→	→

### 3. 権利擁護のネットワークづくり（新規）

権利擁護が必要な方が、適切に支援を利用できるよう、各種専門職団体や関係機関との連携を図ります。

行政、司法、福祉、医療の専門家、住民等と連携し、権利擁護を必要とする方が、地域で、適切に、成年後見制度等につながるよう支援します。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
権利擁護のネットワークづくり (新規)	準備	実施	→	→	→



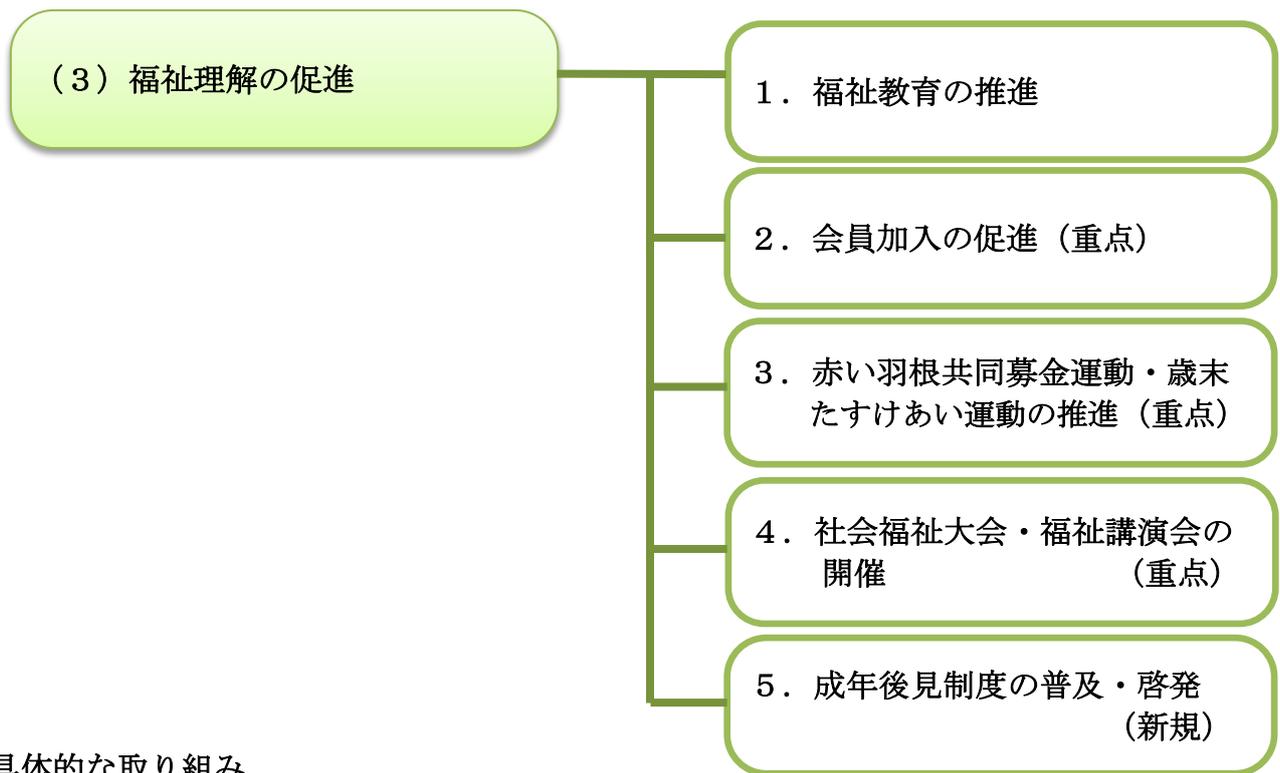
### (3) 福祉理解の促進

地域福祉を推進するためには、住民が福祉についての理解を深めることが基本です。

地域の隣人関係の希薄化が徐々に進んでいるなか、一人ひとりが福祉に理解を持ち、普段から、支えあうことのできる環境を作ることが重要です。

子どもの頃から、福祉教育や体験学習を進めるとともに、福祉活動への積極的な働きかけを通して、福祉理解の促進に努めます。

#### 施策体系



#### 具体的な取り組み

##### 1. 福祉教育の推進

学校や地域における福祉教育に積極的に協力し、児童、生徒、団体を対象に社会福祉への理解と関心を深め、ふれあいと支えあいによる地域連帯の心を育成することを目指します。

学校や地域等に、福祉教育を促進するために、職員派遣及びボランティア紹介、福祉体験等に必要とする用具の貸出を行います。

また、大網白里市の出前講座と連携して福祉教育を推進します。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
福祉教育の促進	実施	→	→	→	→

## 2. 会員加入の促進（重点）

社会福祉協議会会員増強をめざし、社協だよりやホームページ等でのPRを通じて、市民の皆さんに社協の活動を理解いただき、会員加入促進に努めます。

地域における賛助会員、特別会員増強をめざし、地域福祉を推進するため、社会福祉法人、NPO法人、各種団体と連携していきます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
会員加入の促進（重点）	実施	→	→	→	→

## 3. 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動の推進（重点）

赤い羽根共同募金運動では、市民・法人の皆様にご協力をいただき、戸別募金・法人募金・街頭募金・職域募金など様々な運動を展開しております。

皆様からお寄せいただいた募金は、千葉県共同募金会を通じて民間社会福祉施設や福祉団体、市町村社会福祉協議会などに配分され、福祉の推進に役立てられています。

地域における募金運動増強をめざし、魅力的なPR等・新たな方法を検討し、社会福祉法人、NPO法人、各種団体と連携していきます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
赤い羽根共同募金運動の推進 （重点）	実施	→	→	→	→
歳末たすけあい運動の推進 （重点）	実施	→	→	→	→

## 4. 社会福祉大会・福祉講演会の開催（重点）

多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった方々を表彰し、社会福祉のさらなる充実をめざして、3年に1回、社会福祉大会を開催しています。

また、住民の福祉力を高めるため、福祉講演会を開催しています。

これらの事業について、実施形態や開催方法について検討を行います。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
社会福祉大会の開催（重点）	実施	検討	準備	実施	
福祉講演会の開催（重点）	実施			実施	

## 5. 成年後見制度の普及・啓発（新規）

認知症や知的障害、精神障害などのために、判断能力が十分でない方の権利や財産を守ることができる、成年後見制度について広く周知を図ります。

ホームページによる情報提供、講習会の開催、関係機関と連携した申立相談支援を推進します。

また、権利擁護センターとしての役割を担えるように必要な取り組みを進めて参ります。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2024年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
成年後見制度の普及・啓発（新規）	準備	実施	→	→	→
権利擁護センターの開設（新規）	準備	開設	→	→	→



## <基本目標 2>

つながる人の輪で ともに支えあい  
温かな心が通いあうまち

### (1) 市民と行政、団体との協働の推進

住民が主体となった地域福祉を推進するためには、住民自身が地域の生活課題やニーズを把握することが必要です。

そのためにも、区や自治会、行政と連携した地域福祉活動が求められています。

#### 施策体系

(1) 市民と行政、団体との協働の推進

1. 社会福祉協議会福祉協力員に対する研修会の開催

2. 五支部連絡協議会の開催

#### 具体的な取り組み

##### 1. 社会福祉協議会福祉協力員に対する研修会の開催

市内には、山辺支部・増穂支部・大網支部・瑞穂支部・白里支部の5つの社会福祉協議会支部（支部社協）が設置されています。

各支部ではそれぞれの地域住民の方々を中心に、地域の特性を活かした、きめ細やかな地域福祉活動を展開しています。

支部社協福祉協力員に、地域福祉の有益な知識を提供できるように研修会を開催します。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
社会福祉協議会福祉協力員に対する研修会の開催	各支部 年1回	→	→	→	→

##### 2. 五支部連絡協議会の開催

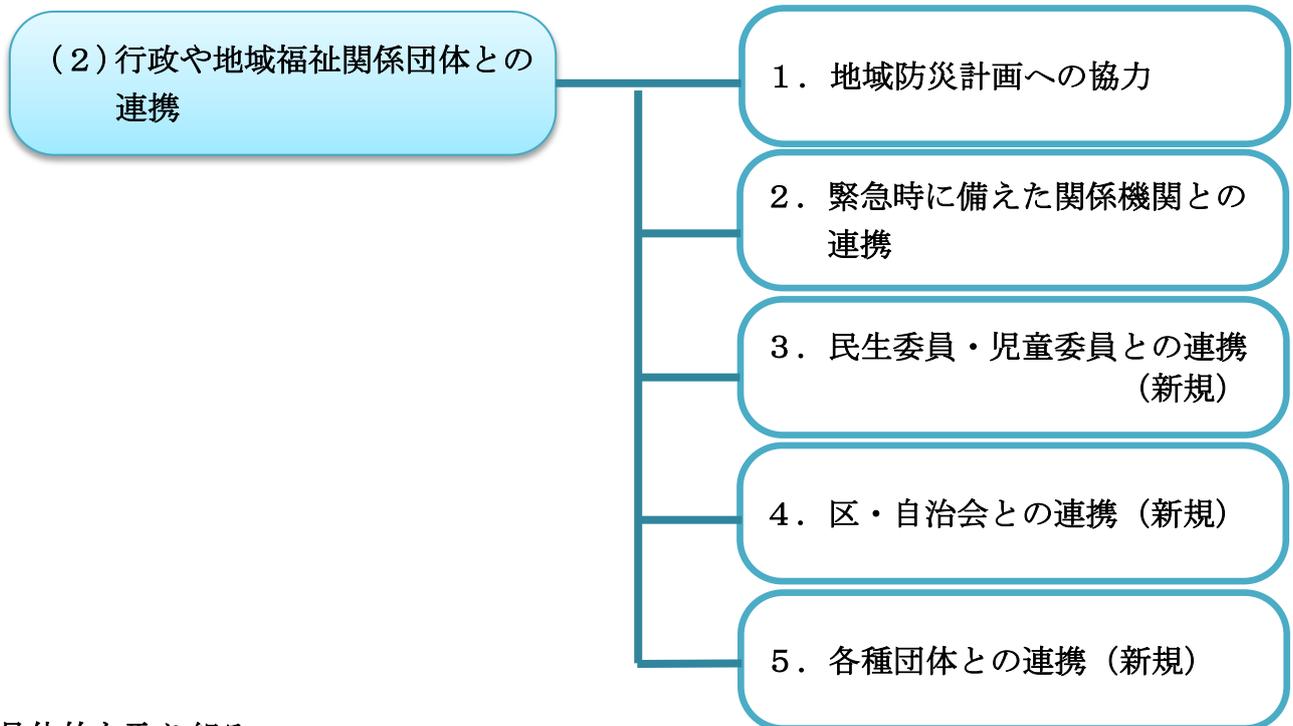
支部社協による地域福祉活動が円滑に行われるよう、新規事業の立ち上げや現在の活動の継続に向けて、支部活動が拡充するよう、各種の取り組みのノウハウの提供、情報交換や各種助成金制度の活用について支援します。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
五支部連絡協議会の開催	年3回	→	→	→	→

## (2) 行政や地域福祉関係団体との連携

日頃から地域の生活課題やニーズを把握しながら、多様な福祉活動を展開していますが、更なる地域福祉のまちづくりを実現するために、区・自治会、社会福祉法人、NPO法人など、市内のあらゆる活動主体とそれぞれの役割に応じた協働・連携に努めます。

### 施策体系



### 具体的な取り組み

#### 1. 地域防災計画への協力

市の地域防災計画の策定に協力するとともに、その円滑な実施に向けて的確な役割を担っていきます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
地域防災計画への協力	実施	→	→	→	→

## 2. 緊急時に備えた関係機関との連携

災害時には災害ボランティアセンターを設置し、迅速な活動につなげます。  
情報収集やニーズに応じたボランティアの派遣がスムーズに行えるよう取り組みます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
緊急時に備えた関係機関との連携	実施	→	→	→	→

## 3. 民生委員・児童委員との連携（新規）

民生委員・児童委員への様々な情報提供、地域福祉に関する学習機会の提供、職務を行ううえで必要な知識及び社会福祉の動向等について、必要な支援ができるよう、関係機関と連絡をとりながら、民生委員・児童委員との連携を図ります。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
民生委員・児童委員との連携 (新規)	実施	→	→	→	→

## 4. 区・自治会との連携（新規）

区・自治会への回覧を通じて、社会福祉協議会の周知や会員増強をめざします。  
また、災害時には、速やかに多種多様な活動が行えるように、区・自治会との連携を推進します。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
区・自治会との連携（新規）	実施	→	→	→	→

## 5. 各種団体との連携（新規）

地域における活動が広がるよう、社会福祉法人・NPO法人・団体・企業等との連携を推進します。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
各種団体との連携（新規）	実施	→	→	→	→

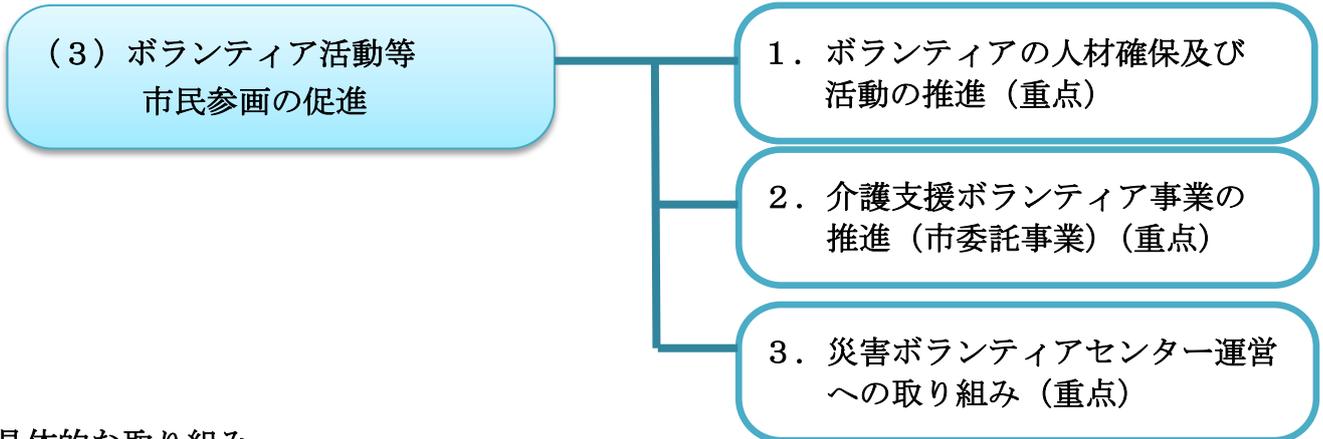
### (3) ボランティア活動等市民参画の促進

ボランティア活動の担い手が高齢化しており、ボランティア団体の支援と共に、ボランティア活動を支える人材の確保が課題となっています。

社協だよりやホームページなどで、ボランティア活動に関する情報提供を行い、地域のボランティア活動の周知と市民の参加促進を図ります。

また、ボランティア活動の担い手となる福祉人材の確保と育成に努めます。

#### 施策体系



#### 具体的な取り組み

##### 1. ボランティアの人材確保及び活動の推進 (重点)

少子高齢化、高齢者人口の増加に伴い、ボランティア活動の活性化は、益々、重要なものとなっています。

ボランティア連絡協議会の事業に協力する等、ボランティア活動の普及、ボランティアの人材確保に努めます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ボランティアの人材確保及び 活動の推進 (重点)	実施	→	→	→	→

## 2. 介護支援ボランティア事業の推進（市委託事業）（重点）

介護支援ボランティア活動を通じた高齢者の社会参加を奨励することで、高齢者自身の介護予防を推進します。

介護支援ボランティアの登録研修会を開催し、ボランティアの増加に努めます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
介護支援ボランティア事業の 推進（市委託事業） （重点）	実施	→	→	→	→

## 3. 災害ボランティアセンター運営への取り組み（重点）

災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営は、社会福祉協議会が果たす大きな役割となります。

災害時に本会職員とボランティアが協力して、災害ボランティアセンターを運営できる体制を整備します。

また、災害ボランティアセンター運営マニュアルを市の地域防災計画の見直しに併せて随時、見直します。

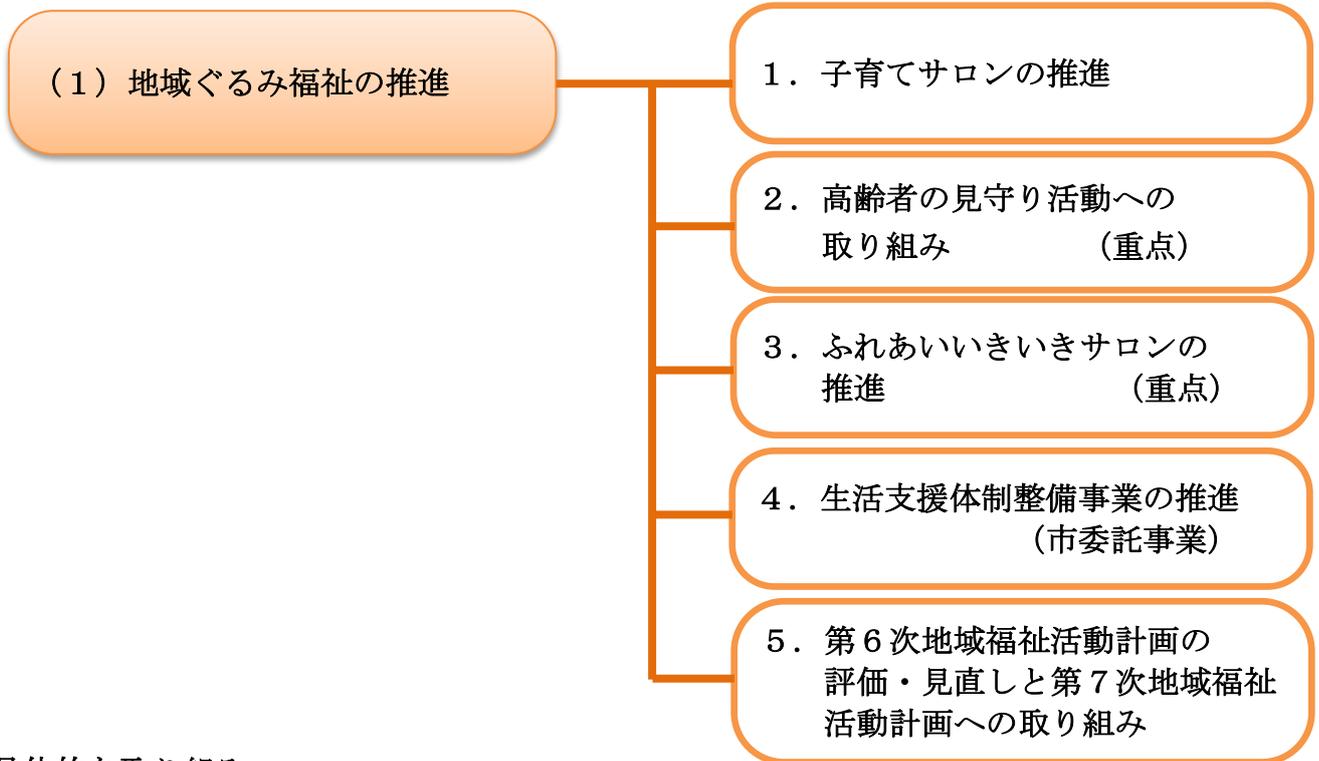
実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
災害ボランティアセンター 運営への取り組み （重点）	講座1回 訓練1回	→	→	→	→
マニュアルの見直し	随時	→	→	→	→

## <基本目標 3>

一人ひとりが安心して暮らせる  
福祉が充実したまち

### (1) 地域ぐるみ福祉の推進

施策体系



具体的な取り組み

#### 1. 子育てサロンの推進

子育て世帯の地域の中でのふれあいや仲間づくりを、市内の3施設で毎月1回開催し、ボランティア（先輩お母さん）が応援します。

また、ボランティアによる、子育て世帯の地域とのつながり促進、子育て相談など、活動内容の充実を図ります。

なお、参加者が減少しているため、今後、運営方法の検討を行います。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
子育てサロンの推進	各施設 毎月1回	→	→	→	→

## 2. 高齢者の見守り活動への取り組み（重点）

日常的な見守りや安否確認等が行われるよう見守り活動の継続を支援し、すべての地区において、支部社協による見守り活動が拡充されるように、マニュアル整備のノウハウの提供等を推進します。

また、ひとり暮らしの高齢者だけでなく、高齢者世帯や、日中ひとりになる高齢者に対する支援についても、見守り活動や緊急通報装置等の案内や情報提供に努めていきます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
高齢者の見守り活動への取り組み (重点)	実施	→	→	→	→

## 3. ふれあいいきいきサロンの推進（重点）

高齢者が、地域の中でふれあい、楽しい仲間づくりをすることで、いきいきとした活力や生きがいを得られるよう、ふれあいいきいきサロン活動を推進していきます。

ひとり暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者に対し、地域とのつながり、不安感の軽減、生きがいの提供を図ります。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ふれあいいきいきサロンの推進 (重点)	実施	→	→	→	→

## 4. 生活支援体制整備事業の推進（市委託事業）

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように、市内5地区での多様な関係主体間による定期的な情報交換及び連携を促進する協議体を開催します。

また、生活支援コーディネーターを配置して、住民主体の地域における支えあい、助けあい活動を推進します。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
生活支援体制整備事業の推進 (市委託事業)	実施	→	→	→	→

### 5. 第6次地域福祉活動計画の評価・見直しと第7次地域福祉活動計画への取り組み

地域福祉活動計画推進委員会を開催し、計画の進捗評価を行い、必要に応じて取り組みの改善を図っていきます。

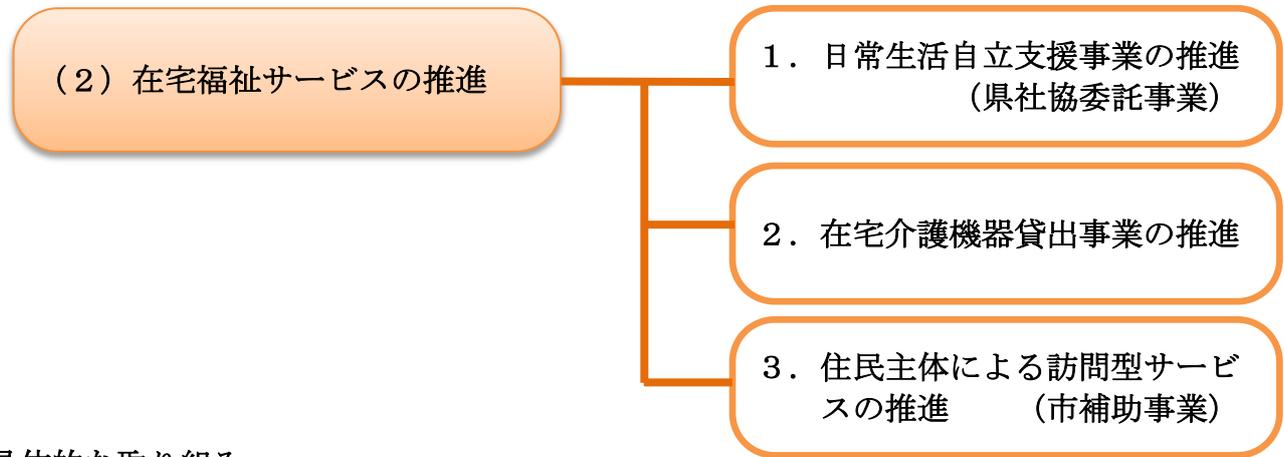
また、次期計画への取り組みを進めていきます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
第6次地域福祉活動計画の評価・ 見直し	年1回	→	→	→	→
第7次地域福祉活動計画への 取り組み				策定準備	策定



## (2) 在宅福祉サービスの推進

### 施策体系



### 具体的な取り組み

#### 1. 日常生活自立支援事業の推進 (県社協委託事業)

日常生活自立支援事業とは、高齢の方や障がいをお持ちの方で、十分な判断ができない方などが、地域で安心して生活できるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

福祉サービスを利用する際の様々な手続きや、生活に必要な各種利用料の支払い手続きなどを代行して、地域で安心して暮らすことができるように、お手伝いします。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
日常生活自立支援事業の推進 (県社協委託事業)	実施	→	→	→	→

#### 2. 在宅介護機器貸出事業の推進

介護保険の対象ではない方で、日常生活において介護機器をご利用になる方、一時退院などで、ご自宅での介護を必要とする方、旅行や怪我の治療などで、一時的にご利用になる方などに、各種介護機器を無料でお貸ししています。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
在宅介護機器貸出事業の推進	実施	→	→	→	→

### 3. 住民主体による訪問型サービスの推進（市補助事業）

住民主体で掃除や買い物支援を行う、訪問型サービスを推進し、住民が住民に手を差し延べることで、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援します。

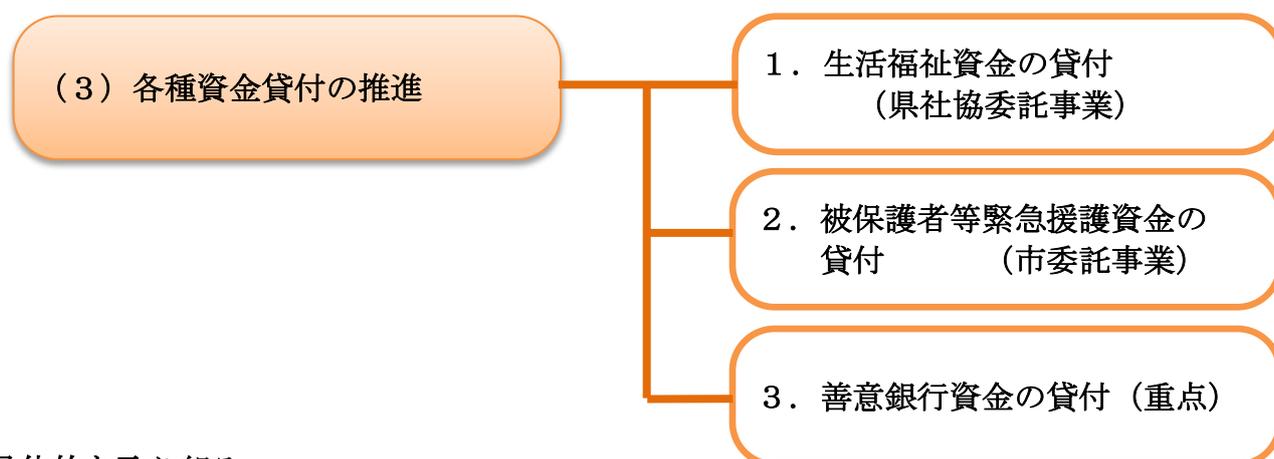
実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
住民主体による訪問型サービス (市補助事業)	推進	→	→	→	→



### (3) 各種資金貸付の推進

低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、経済的自立や生活意欲の助長促進を、また、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援するために生活福祉資金の貸付制度の案内及び相談を行います。

#### 施策体系



#### 具体的な取り組み

##### 1. 生活福祉資金の貸付（県社協委託事業）

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、民生委員・児童委員や自立相談支援機関等の関係機関と連携しながら、資金の貸付と必要な援助を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、生活の安定を図ります。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
生活福祉資金の貸付 (県社協委託事業)	実施	→	→	→	→

##### 2. 被保護者等緊急援護資金の貸付（市委託事業）

生活保護に規定する要保護者及び要保護者で保護の申請を行った方に、緊急に必要な、少額の資金を迅速に貸付し、その世帯の生活の安定と自立更生を図ります。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
被保護者等緊急援護資金の貸付 (市委託事業)	実施	→	→	→	→

### 3. 善意銀行資金の貸付（重点）

大網白里市の住民で必要な資金を他の機関から借り入れることが困難な低所得者世帯に、緊急に必要となった、少額の資金を一時的に貸付し、生活の安定と自立更生の促進を図ります。

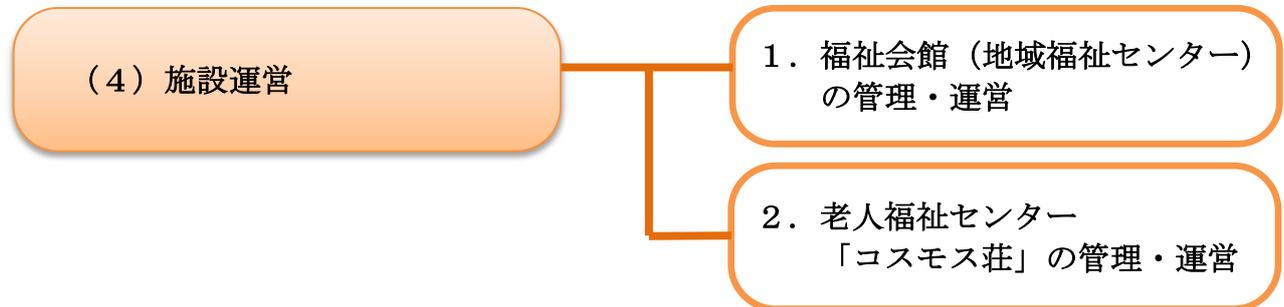
また、今後の運営方法について、検討を行います。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
善意銀行資金の貸付（重点）	実施	→	→	→	→



## (4) 施設運営

### 施策体系



### 具体的な取り組み

#### 1. 福社会館（地域福祉センター）の管理・運営

（指定期間：令和2年度～令和6年度）

指定管理者制度に基づき、福社会館（地域福祉センター）の管理・運営を行なうことにより、地域住民の方が施設を利用する際の利便性を図ります。

また、指定管理者として選定されるよう、健全な管理・運営に努めます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
福社会館（地域福祉センター）の 管理・運営	実施	指定管理 応募	実施予定	→	→

#### 2. 老人福祉センター「コスモス荘」の管理・運営

（指定期間：令和5年度～令和9年度）

指定管理者制度に基づき、老人福祉センターの管理・運営を行なうことにより、高齢者の生きがいがづくり、健康増進及び憩いの場として利用者の利便性の向上に努めます。

また、指定管理者として選定されるよう、健全な管理・運営に努めます。

実施事業	年次計画				
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
老人福祉センター「コスモス荘」の 管理・運営	実施	→	→	→	指定管理 応募

## 第5章 関連資料

### 1. 社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会

#### 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 大網白里市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）は、社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が大網白里市における地域福祉を総合的な視点から推進するための計画を策定することを目的として設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画作成に係る重要事項の審議に関すること
- (2) その他計画の作成に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

(委員の構成)

第4条 委員会は、下記の委員で構成し、会長がこれを委嘱する。

- (1) 住民
- (2) ボランティア
- (3) 住民組織関係者
- (4) 福祉施設関係者
- (5) 福祉関係団体
- (6) 社会福祉協議会支部
- (7) 企業関係者
- (8) 学識経験者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会委員で構成し、部会数は、委員会で協議する。

3 作業部会に、部会委員の互選により、部会長1名及び副部会長1名を置く。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会が必要と認めるときは、会議等に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第9条 委員及び部会員の任期は、大網白里市地域福祉活動計画の策定が完了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、本会事務局内におく。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

## 2. 策定委員会委員名簿

(◎委員長、○副委員長) 敬称略

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者	◎大杉 紘徳	学校法人 城西大学 城西国際大学 福祉総合学部 理学療法学科 助教
住民	黒木 直司	市民代表 (公募)
住民	田邊 光邦	市民代表 (公募)
ボランティア	山田 繁子	大網白里市ボランティア連絡協議会副会長
住民組織関係者	吉田 豊孝	大網白里市区長会副会長
福祉施設関係者	小川 正	社会福祉法人 緑陽会 おおあみ緑の里 施設長
福祉施設関係者	武藤 朱里	社会福祉法人 ワーナーホーム 本部拠点 居住系 統括施設長
福祉施設関係者	高橋 正和	社会福祉法人 あさひ福祉会 理事長 (あさひ保育園長)
福祉関係団体	○星見 和子	大網白里市民生委員児童委員協議会会長
福祉関係団体	大矢 敏	大網白里市保護司会会長
福祉関係団体	鈴木 由枝	日本赤十字社千葉支部大網白里市地区奉仕団委員長
福祉関係団体	長田 美和子	大網白里市食生活改善協議会副会長
福祉関係団体	宮崎 良三	大網白里市老人クラブ連合会会計
福祉関係団体	八角 榮子	大網白里市子ども会育成連絡協議会会長
社会福祉協議会支部	飯田 正平	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 山辺支部広報部副部長
社会福祉協議会支部	北村 徳次	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 増穂支部副支部長
社会福祉協議会支部	後藤 正義	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 大網支部支部長
社会福祉協議会支部	大井 康章	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 瑞穂支部支部長
社会福祉協議会支部	三橋 公一	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 白里支部支部長
企業関係者	安川 博章	大網白里市商工会理事

### 3. 策定経過

日付	項目	内容
令和4年 (2022年) 6月15日	・第1回 策定委員会	・委嘱状交付 ・委員長・副委員長選出 ・策定スケジュール確認 ・アンケート調査票等の内容確認
7月8日 ～ 7月22日	・市民アンケート調査	・18歳以上の市民1,000人を対象に、 地域福祉に関するアンケート調査を実施
7月22日 ～ 8月12日	・関係団体アンケート 調査	・市内で活動している20団体を対象に アンケート調査及びヒアリング調査
9月15日	・第2回 策定委員会	・市民アンケート調査報告 ・団体アンケート調査報告 ・団体ヒアリング調査報告 ・現状把握と課題分析（仮説） ・骨子案検討
12月22日 1月4日 ～ 2月18日	・説明会 ・地域福祉座談会	・5地区で仮説検証 地域ニーズの把握と協働に向けて 課題解決方法の検討 課題解決に向けて住民自身は何ができるか
12月26日	・第3回 策定委員会	・計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
令和5年 (2023年) 1月30日	・推進委員会	・第5次計画進捗評価・改善 推進方策の検討・実施に関すること 進捗状況の点検・評価に関すること その他計画の推進に必要な事項
2月1日 ～ 2月15日	・パブリックコメント	・計画（案）に対する市民意見の募集
3月16日	・第4回 策定委員会	・パブリックコメントの反映 計画（案）に対する意見への対応について ・計画承認
3月16日	・社会福祉協議会 理事会	・報告

## 4. 用語解説

	用語	内容
あ	アウトリーチ型支援	病気、生活困窮、ひきこもりなど支援が必要であるにも関わらず行き届いていない人に対し、医療機関、行政機関、福祉関係団体など支援する側が直接訪問や声掛けを行い支援すること。
	NPO	民間非営利団体 (Non-Profit Organization) の略。地域などにおいて営利を目的とせず様々な社会的・公益的な活動を行う団体。市民活動団体、民間非営利組織も同意語。
か	協働	住民、団体、企業、行政など異なる性質のあらゆる主体が、同じ目標を共有し、対等の立場でそれぞれの特性を活かして、課題解決に取り組むこと。
	個人情報保護に関する法律	個人の権利と利益を保護するために、個人情報を取り扱う事業所等に対し、個人情報の取り扱い方法等を定めた法律。
さ	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識・連帯感に基づき、主に区・自治会等を単位として、自主的に結成する防災組織。
	社会福祉協議会	地域住民やボランティア団体、社会福祉施設など、地域の福祉関係者と協力し、様々な福祉の問題解決をめざす民間非営利団体。
	社会を明るくする運動	法務省が主唱する犯罪をなくして社会を明るくするため、犯罪の防止と犯罪者の更生及び更生保護についての正しい理解を深め、活動に協力を呼びかける啓発運動。毎年7月は強調月間として全国的に各種取り組みが実施される。
	食育	食材の特徴や調理法から、地域の食文化まで、食に関する様々な知識を学ぶことで、人間形成や地域への愛着の増進等をめざす教育的活動。
	生活困窮者	就労状況や心身の状態、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
	成年後見制度	障がいや認知症などにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、財産管理や身上保護等、生活面や法律面における援助を行う制度。
た	ダブルケア	一人の人や一つの世帯が親族等の介護と育児の両方を同時に行っている状態。
	中核地域生活支援センター	子ども、障がい者、高齢者の誰もが、ありのままにその人らしく地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、24時間365日体制で福祉サービスのコーディネート、総合相談、権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図ることを目的とした団体。

	用語	内容
な	ニート	NEET (Not in Employment, Education or Training) のことで、就業・就学・職業訓練のいずれもしていない人を指す造語。
	認知症 サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。
は	8050 (ハチマル ゴーマル)	80代の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯。親の高齢化につれて深刻な困窮に陥る可能性が高い。
	パブリック コメント	公的機関が規則などを定める際、広く市民に意見を募集し、その結果を反映させて、よりよい行政を目指す手続き。
	バリアフリー	障がい者や高齢者の生活や諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くこと。段差等の物理的な障害のほか、障がいのある方の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障害を除去することをいう。
	ひきこもり	仕事や学校に行けず家にこもり、家族以外とほとんど交流ができず6か月以上引きこもっている状態。
	避難行動 要支援者	障がい者や高齢者などで災害時に避難誘導などの支援が必要な人。
	ファミリー・ サポート・ センター	育児や介護の援助を受けたい人、援助したい人が会員となり、互いに助けあう会員組織。
	福祉避難所	災害発生時に障がい者・高齢者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。
ま	民生委員 児童委員	民生委員は、地域福祉向上のために民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、行政や社会福祉協議会への協力を行うこととされている。
や	ヤング ケアラー	本来は大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども。
	ユニバーサル デザイン	障がいの有無、性別、年齢、言語の違い等に合わせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境情報等の設計（デザイン）。
わ	ワーク・ ライフ・ バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



## こすもすプラン

### 第6次大網白里市地域福祉活動計画

発行年月 令和5年3月  
発行 社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会  
編集 社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会  
〒299-3251  
大網白里市大網131番地2・133番地合併1  
TEL 0475-72-1995  
FAX 0475-72-1996